

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 三 号

平成二十二年四月三十日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 遠藤 利明君
理事 今村 雅弘君 理事 木村 太郎君
理事 七条 明君 理事 宮腰 光寛君
理事 宮下 一郎君 理事 笹木 竜三君
理事 簡井 信隆君 理事 西 博義君
理事 安次富 修君 赤澤 亮正君
井上 信治君 伊藤 忠彦君
江藤 拓君 小里 泰弘君
小野 次郎君 近江屋信広君
上川 陽子君 木原 誠二君
木原 稔君 齊藤斗志二君
杉村 太蔵君 谷川 弥一君
丹羽 秀樹君 西川 公也君
西本 勝子君 三ッ林隆志君
茂木 敏充君 森山 裕君
安井潤一郎君 石川 知裕君
大串 博志君 小平 忠正君
佐々木隆博君 神風 英男君
高井 美穂君 仲野 博子君
横山 北斗君 井上 義久君
菅野 哲雄君

政府参考人
(農林水産省消費・安全局 竹谷 廣之君)
(農林水産省生産局長) 本川 一善君
(農林水産省経営局長) 高橋 博君
(農林水産省農村振興局長) 吉村 馨君
(農林水産委員会専門員 板垣 芳男君)

委員の異動

四月三十日

辞任

補欠選任

飯島 夕雁君 安井潤一郎君
岩永 峯一君 上川 陽子君
河井 克行君 三ッ林隆志君
徳田 毅君 木原 誠二君
中川 泰宏君 杉村 太蔵君
永岡 桂子君 西本 勝子君
同日
辞任 補欠選任
上川 陽子君 岩永 峯一君
木原 誠二君 徳田 毅君
杉村 太蔵君 中川 泰宏君
西本 勝子君 永岡 桂子君
三ッ林隆志君 河井 克行君
安井潤一郎君 飯島 夕雁君

議員
農林水産大臣 筒井 信隆君
農林水産副大臣 石破 茂君
農林水産大臣政務官 石田 祝穂君
農林水産大臣官房審議官 江藤 拓君
(厚生労働省大臣官房審議官) 中尾 昭弘君
(厚生労働省医薬食品局長) 高井 康行君
(厚生労働省医薬食品局長) 町田 勝弘君
(農林水産省総合食料局長)

四月二十八日

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)(参議院送付)
同日
農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案(筒井信隆君外四名提出、衆法第二号)

は本委員会に付託された。

四月二十四日

新たな「食料・農業・農村基本計画」策定に関する意見書(山形県三川町議会(第二五〇九号))
汚染米統廃のミニマムアクセス米の輸入中止と安全な国産米の増産を求める意見書(北海道和寒町議会(第二五一〇号))
国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書(石川県津幡町議会(第二五一号))
森林整備法人の経営改善に関する意見書(石川県議会(第二五二二号))
森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書(福岡県須恵町議会(第二五二三号))
食料自給率の向上のための対策の強化を求める意見書(三重県議会(第二五一四号))
WTO農業交渉及び日豪経済連携協定(EPA)交渉に関する意見書(石川県津幡町議会(第二五一五号))
WTO農業交渉に関する意見書(愛媛県宇和島市議会(第二五一六号))
WTO農業交渉に関する意見書(愛媛県内子町議会(第二五一七号))
中山間地域等直接支払交付金制度の継続に関する意見書(北海道別海町議会(第二五二八号))
地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する意見書(静岡県浜松市議会(第二五二九号))
中山間地域等直接支払制度の継続と充実を求める意見書(宮崎県椎葉村議会(第二五二〇号))
日本の農業を守るためにWTO議長案を拒否するよう求める意見書(高知県香美市議会(第二五二一号))

農水省の「農地改革プラン」ではなく農業再生に役立つ農地制度を求める意見書(北海道和寒町議会(第二五二二号))
農水省の「農地改革プラン」でなく、農業再生に役立つ農地制度を求める意見書(北海道大樹町議会(第二五二三号))
農業の抜本的対策と食料自給率の向上を求める意見書(愛知県大口町議会(第二五二四号))
平成二十一年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書(北海道網走市議会(第二五二五号))
平成二十一年度酪農畜産政策・価格対策に関する要望意見書(北海道和寒町議会(第二五二六号))

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書(埼玉県深谷市議会(第二五二七号))
ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書(埼玉県北川辺町議会(第二五二八号))
ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書(千葉県旭市議会(第二五二九号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

農地法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三二号)
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)(参議院送付)

農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案(筒井信隆君外四名提出、衆法第二号)
農林水産関係の基本施策に関する件(新型インフルエンザ問題)

バイオマス活用推進基本法案起草の件

バイオマス活用推進に関する件

○遠藤委員長 これより会議を開きます。

農林水産関係の基本施策に関する件、特に新型インフルエンザ問題について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林水産省総合食料局長町田勝弘君、消費・安全局長竹谷廣之君、厚生労働省大臣官房審議官中尾昭弘君及び医薬食品局長高井康行君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。笹木竜三君。

○笹木委員 民主党の笹木竜三です。

新型インフルエンザ問題について、非常に限られた時間ですが、大臣を中心にいろいろ確認、お尋ねをしたいと思っています。

最初に、もちろん私もこの新型インフルエンザあるいは豚インフルエンザの専門家、研究者でもありませんし、大臣ももちろんそうじゃないわけですが、いろいろ専門家その他の方からお聞きになつて、この今回の新型インフルエンザ、豚からもともと発生したと言われているわけですが、どういうふうな把握をされているか。

豚から豚へのインフルエンザ、これは豚しかない。それが突然変異して人にうつるようになって。それがさらに人から人へうつるようになって。いるというふうな聞くわけですが、豚は人からのインフルエンザにもうつりやすいし、鳥のインフルエンザにもうつりやすい、そういうふうにも聞いています。今は、きょうの報道でも弱毒性の可能性が高いと言っていますが、今後また突然変異で変わっていく可能性もなくはない、毒性について

も。

いろいろなことが言われていますが、どういうふうな今回の新型インフルエンザが人から人へうつるようになったか、その過程を聞いておられるか、どこまでわかっている、そのことだけ確認したいと思っています。

○竹谷政府参考人 お答えを申し上げます。

今お尋ねの件でございますけれども、豚は鳥なりのインフルエンザへの感受性が高いと一般的に言われておりまして、今回、新型のインフルエンザにどのような経路でなつたのかということについては、詳細は残念ながらまだ具体化されてないという状況でございます。

○笹木委員 詳細はわかっている、結局そういうことなんだろうと思います。未体験の領域なわけですから、そういうことだと思えます。

そこでお聞きをしたいわけですが、豚肉、食品業界に対して、まず第一報があつて、その後フェーズ4に引き上げられて、そしてきょうフェーズ5に引き上げられたわけですが、例えば、第一報以降、さらにフェーズ4に引き上げられて以降、豚にかかわる食品業界に対してどういう指導助言、具体的なことを強化されているか、そこを大臣に確認したいと思っています。

○石破国務大臣 食品産業事業者に対して、これまで関係省庁対策会議の事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドラインを周知することにより、感染対策の要点、事業継続のための検討の必要性について情報提供を行つてまいりました。

当省といたしまして、第一報が四月二十四日でございますが、これ以降、国民各位に對しまして、これらの情報について、ホームページ、マスコミ等を通じて丁寧に説明をした。食品業界に對しても周知徹底するというを行つてまいりました。それぞれ確認をいたしております。

四月二十七日、外食産業を含めました食品産業業界に對しまして、豚肉の安全性に問題があるかのような告知、安全性を理由とした豚肉商品の販

売停止が行われることのないように、適切な対応を求めているわけでございます。

前後いたしますが、四月二十七日付で食品産業事業者に對して文書を發出いたしました。そこには何を書いたかという、豚インフルエンザに関する食品安全委員会委員長の見解「すなわち豚肉・豚肉加工品は「安全」と考えます。」このような見解をお示しいたしますとともに、豚肉、豚肉加工品は安全であり、豚肉の安全性に問題があるかどうか、そういうようなことが行われないように、正確な知識の普及、こういうようなことをやつてきたものでございます。

二十八日にフェーズ4に上がりましたので、その日のうちに対策本部を設置し、食品産業事業者に對してこのような要請を行いました。一、食料の供給体制、備蓄の状況、事業活動への影響を確認をいただく。二、国内で発生した場合に備え、万々が一つのお話でございますが、従業員、顧客等の感染予防措置、人員配置、原材料の確保、流通経路の維持等、業務継続のための措置の検討を要請いたしております。

要するに、適切な情報を提供するということがまず第一。今後いろいろなことが予想されますので、そのときになつてば対応してもどうにもなりませんので、そのときにどのようにするかということもきちんとしたいだきたいということとで、当省として、食品産業あるいは豚肉関係業界と一体となりまして、あらゆる対応を考えておるといふことでございます。

○笹木委員 時間がないのでちよつとはしよつて確認をします。

豚肉は安全である、七十一度以上で加熱処理をされていれば安全だ。もう一つ、酸にも弱い、だから胃酸によつて大丈夫だ。これは食品安全委員会がそういうふうな言っているわけです。すぐ答えばかりが返ってくるわけですが、具体的に国によつては、中国、タイそしてロシアは豚肉の輸入の全部であつたり、あるいは一部禁止をしていますが。今後このまま対応は一切変えずに続けて

いくということを石破大臣は今の時点で変更するつもりは一切ないのかどうか、その確認がしたい。

もう一つは、これは最初にお話ししましたが、豚が鳥インフルエンザにも非常にかかりやすい、人のインフルエンザにもかかりやすい。今のところ弱毒性だろう、ただ、強毒性に変わる、変異する可能性はゼロじゃないと専門家が言われている。

もう一方で、こういう報道もあるわけですね。インドネシアで、これは神戸大感染症センターがインドネシアの四百三頭の豚を調査した、一割を超える五十二頭からH5N1型が検出されている。御存じのように、H5N1型の鳥インフルエンザです。強毒性です。インフルエンザと言うとわかりにくい、専門家の言葉です、もうこれはまさに家禽由来性ベストと言つた方がこの場合はわかりやすいんだと。致死率も六〇%を超える。これに一割以上の豚が感染をしている。読売初めもう新聞報道でも出ています。実名で感染症セン

ターもこういう結果を出しているわけです。そうすると、今までの食品安全委員会の基準のまま大丈夫かどうか。さらに、生体豚はなおさらです。豚から人へうつる、これは恐らくあつたんでしょう。今、日本ではないだろうと言われていた。しかし、昨年も生体豚の輸入はしていますね、アメリカを初めとして。この生体豚の輸入についてどうするか。そして、その前にお聞きした豚肉の輸入について、従来どおり変えるつもりは一切ないのかどうか。この二点について、もう時間ありませんので、大臣御本人に確認をしたいと思ひます。

少なくとも、生体豚についても食肉についても、今までの基準で大丈夫なのかどうか、この再検討は最低限でも必要だと私は考えています。いかがでしょうか。

○石破国務大臣 当然のことでございますが、今回の重要性にかんがみまして、私どもとしても体制を強化いたしております。

つまり、今般、新型インフルエンザがメキシコなどで人から人への感染事案が確認されたということでごいまして、四月二十四日に動物検疫所での生きた豚の水際検査というものを強化いたしました。すなわち、くしゃみをしているとか、せきが出るとか、そういう豚でございしますが、それについては臨床症状、臨床段階で症状がありますねということと精密検査を行うということになりました。さらに、本日より、すべての豚につきまして、全頭分離検査、すなわち精密検査のことにごいしますが、ウイルス分離検査を実施することになります。全頭に対してそのような検査を行う、症状があらわれたもの以外のものもすべてそのようなウイルス分離検査を行うということにいたしましたのでございます。

今御指摘のインドネシアのお話の報道は承知しておりますが、現在大使館に公電をもちまして確認中でございます。私どもとして、委員おっしゃいますように、生きた豚というものに對してきちんと確認をするということが必要になるわけでございます。

何で生きた豚なんか入れるんだと言う方もおられるわけですが、我が国に輸入されております生体の豚については、すべて種豚として輸入をしておるわけでございます。家畜改良増殖法に基づきまして、家畜改良センターの種畜検査におきまして、伝染病疾患、遺伝性疾患、繁殖機能の障害を有しないかどうか、それについての検査を行っておるところでございます。

○笹木委員 豚肉については、今、確認の発言はただけなかったわけですが、もう一度繰り返します。もう時間が来たので。

食品安全委員会の基準そのものも、未体験の領域に入っているわけですから、確認をする、検討することが必要だと思いますし、あわせて言いますと、先ほどのインドネシアの豚の例、これは強毒性の鳥インフル、その中で人への感染力を一部獲得した株も見つかっているという報道もされてるわけですね。ぜひそのことを今回のこの新型

インフルエンザについての審議の日にちまでに確認をいただきたい、そう思います。

○遠藤委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党の菅野哲雄でございます。

今回の新型インフルエンザ、当初、豚インフルエンザと銘打って報道されたという、これが出発点であります。国民はどう思ったのかということ考えたときに、鳥インフルエンザをイメージして、これは大変だという状況になったんだというふうに思いますが、私は、きょうの日経新聞にもあるんですが、「国民・企業は冷静に」対応すべきだということは必要なんじゃないのかなというふうに思っております。そういう意味から若干質問させていただきます。

まず、ウイルスの分離検査による発生件数というのを今日までどのようにとらえているのかというのが第一点です。それから、もう一つ大事なことは、鳥インフルエンザと違って、家畜伝染病予防法の中に豚インフルエンザが入っていないという状況であります。家畜伝染病予防法に入っていない理由はどの辺にあるのか。この二点について答弁をお願いしたいと思います。

○竹谷政府参考人 お答え申し上げます。

通常の豚のインフルエンザウイルスの保有状況につきましては、平成十七年度から調査を実施しているところでございます。まず、十七年度におきましては二百十八の検体におきまして三頭保有を確認しております。また、十八年度におきましては百八十六頭の検体におきまして一頭、それから、十九年度は百八十一頭の検体におきましてゼロでございます。二十年度は、二百三十二頭の検体をとりましたが、一頭が通常の豚のインフルエンザのウイルスを保有しているというところを確認いたしているわけでございます。

この豚のインフルエンザは、豚におきましては、せき等、くしゃみ等をするわけでございますけれども、通常は一週間程度で治癒いたします。

豚にとつての症状は軽いわけでございます。そういった意味合いから、家畜衛生という観点におきまして家畜伝染病の直接の対象にはしていないということでございます。

しかし、今こういったサーベイランスと申しますか、ウイルスの保有状況はきちつと把握をするように、私も農場段階でやっておりますし、厚生労働省は屠畜場段階でさらに別途千頭程度の検体で行っております。そういうことを続けておりますし、また、今回、こうした新しい事態を踏まえまして、こうしたサーベイランスを一層強化していこうというふうに考えている次第でございます。

○菅野委員 きょうからランクがフェーズ5になったということで、フェーズ5ということは人から人に感染していく状況になった、それで大変だという状況になっているんだというふうに思いますけれども、ある意味では、今の答弁にもあるように、豚とインフルエンザというのは今まで共存してきたというふうに思ふんですね。それが、豚から人に、そして人から人という状況になったから大変な状況になったというふうに思ふんですね。

そうしたときに、石破大臣の発言で、今もそうなんです、本日より全頭分離検査を強化していくんだというふうに言われていますけれども、ある意味では、今日の状況は人から人へ感染していくのを食い止める時期にあつて、厚生労働省の主管という部分を強化していかなければならない時期なんだというふうに私は思っているんです。

大臣、全国の養豚場に対する定期検査を強化していくということなんですが、この意味と、それから今後の手順、どのような規模で行うのか、これらについて説明をお願いしたいというふうに思います。

○竹谷政府参考人 技術的な面なので、私の方からお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、ここ数年間は二百ほどの検体についてサーベイランスを行って

おりますけれども、今回、家畜衛生ということにとまらず、新型インフルエンザ対策ということの重要性にかんがみまして強化をしていこうということでごいまして、全県におきまして検体をとつて、ウイルスの保有状況をきちつと把握していきたいというふうに考えている次第でございます。

○菅野委員 そこがどうしても理解し得ない。実態をとらえていくことは必要だということなんですけれども、豚から人に、それから人から人へという段階を踏んで今日の状況になったというふうに私は思ふんです。ただ、実態をとらえて対応していくというところはわかるんですけども、それでは具体的にそのことをどう防いでいくのかという道筋が家畜伝染病予防法の中に明記されているんだつたらわかるんですけども、そこが法体系上ないという中で、実態をとらえてどう対応していくかというところを、国民の前につかりと説明していただきたいというふうに私は思ふんです。

再度答弁願いたいと思います。

○竹谷政府参考人 まず、日本には新型インフルエンザはまだ入ってきていないわけでございます。ですから、まず水際できちつちこれを抑えるというところで、生きた豚の検疫については、すべての豚を十五日間とめ置いて様子を見、さらに、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、ウイルスの分離検査を一頭一頭やつて、異常がないということを確認して、種豚としての輸入をしていくというしつかりとした対応をしていくわけでございます。まず入れない。

そして、国内において、豚は、新型とは違いますが、通常の豚のインフルエンザウイルスは時々持つていくわけでございます。それが万が一にも変異することがないように、どういう保有状況なのかということをごきちつと把握して、豚における状況をとらえていくということが大事だと思っております。国内の豚インフルエンザウイルスが新型に変わっているという報告はないわけでごい

いまして、現状におきましては、外の話と内の話とはちよつと別であるというのを御理解賜りたいというふうにする次第でございます。

○菅野委員 そこをしっかりと説明していかないと、やはり風評被害につながっていくのではないのかという危惧を私は抱いています。

それからもう一つ、生きた豚を輸入しているのかという問題ですね。これは、特にメキシコから豚が生きた豚として入ってきているのではないのかというのを懸念する声があるんですけども、この事態について答弁願いたいというふうに思います。豚に対する検査というものをどのように行っていくのか、この点についても答弁願いたいと思います。

○竹谷政府参考人 まず豚の輸入、昨年は四百頭ちよつとが入ってきておりますけれども、メキシコからは一頭も入ってきておりません。メキシコから入ってきているのは、もう十年以上前に入つた例はございませうけれども、その後はずっと入ってきていない、昨年は特に入ってきておりません。そういう状況でございます。

そして、豚の輸入の水際検査は、先ほど申し上げましたように、通常の検査に加えて、二十四日、さらにまた本日と強化をしておりますので、一頭一頭しっかりと見て、入つてこないように抑えております。

また、過去に入つてまいりました豚はすべて繁殖用でございます。種畜は、種畜検査ということで、毎年一回豚の健康状況を見ておりますので、その後のフォローアップも続いているということをお願いしたいと思います。

○菅野委員 わかりました。

最後になりますけれども、やはり、今後風評被害というのがどんどん広がっていくことに私は大きな危惧を抱いているわけですが、大臣、今も笹木委員の方と議論があつたんですけども、豚肉を通じて感染する可能性というのは極めて少ないと私は思っております。この豚肉に対する風評被害をどのように防いでいくのか、大臣と

しての決意をお聞かせ願いたい。

○石破国務大臣 これは、加熱調理をすることによつてこのインフルエンザウイルスは死滅をします、間違いなく死滅をするということ。そしてまた、適切に扱われた豚肉や豚肉加工品を食べることによつて感染するものでもございませう。出荷段階においてきちんとした殺菌処理がなされるということも現地で確認済みでございます。したがらしまして、適切に調理をされた豚を食べることによつてインフルエンザにかかるということもございませう。

それをどうやって徹底するかでございます。例えばメキシコ産の豚肉を当店は取り扱っておりません、政府からは安全だという話がありましたが、念のため、そういうような豚肉も扱つていませんという表示をされるところがございまして、そこについて、それは私もとして強制力を持つていくわけはございませうが、それはもう間違ひありませんので、そういうことは外していただかせんかというお願いもしております。

豚肉を食べても何の影響もございませう。そのことは私の方からはつきり申し上げておきます。

○菅野委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○遠藤委員長 次に、内閣提出、農地法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省生産局長本川一善君、経営局長高橋博君及び農村振興局長吉村馨君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○遠藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。赤澤亮正君。

○赤澤委員 おはようございます。

農地法等の一部を改正する法律案の非常に大切な審議の大詰めにあたりまして、質疑の機会をいただき、まことにありがとうございます。

早速始めさせていただきますが、私の最初の質問も、メキシコなどの国々で猛威を振るつてい

る新型インフルエンザについてでございます。

既に世界じゅうで二百名近い新型インフルエンザ、けさの時点で百八十六名という報道だつたと思ひますけれども、感染者の発生が確認されております。米国でも新型インフルエンザによる最初の犠牲者が出たということなどを踏まえて、おと

とい二十八日未明に新型インフルエンザの警戒レベルをフェーズ3からフェーズ4に引き上げたべ

る踏まえてのものだそうです、パンデミック直前の兆候がある状態ということに引き上げたわけ

でございます。

我が国としては、既にWHOによるフェーズ4の宣言が行われた時点で新型インフルエンザの発生を正式に認定したわけでありませうけれども、私は、これまでの石破大臣の対応、特に、フェーズ4への引き上げに先駆けて、二十六日日曜日のテレビ番組で、輸入であれ国産であれ豚肉は出荷段階で完全に滅菌されてお

り、食べても全く問題ないというメッセージをいち早く発した点は、高く評価をしているものでございませう。

新型インフルエンザの発生を受けて、国の関係省庁が一丸となつて情報収集や水際対策、さらには、万が一新型インフルエンザが国内に入つたときの備え、有効な薬の確保、ワクチンの開発、拡大防止対策などに万全を期すことは当然でありませうけれども、特に農林水産省におかれましては、生体豚の輸入の水際対策に万全を期すこと

などに加えて、現在、枝肉価格が低迷を起している豚肉生産者である養豚農家の皆様

が風評被害を受けられないように、先ほど大臣の御答弁にもありましたとおり、適時適切な情報の提供、そして正確な知識の普及により、国民の皆様

に冷静な対応を求めるといふことが大変重要な任務になつてまいります。

さらに申し上げます、新型インフルエンザと認定された以上、今後は豚インフルエンザという呼称を一切用いない、関係各方面にそのことを徹底するということも、我が国の養豚農家を守るために大変重要なことであると考えております。

そこで、石破大臣にお尋ねいたします。

関係省庁と連携して新型インフルエンザの猛威から日本国民を守ることをあわせて、特に農林水産省において、豚インフルエンザという呼称の使用の徹底を含め、我が国の養豚農家を風評被害から守る、そういったものから守る決意をお聞かせいただきたいと思います。

○石破国務大臣 委員がまさしく的確に御指摘になりましたように、フェーズ5に上がったというのは、WHOの一つの地域に属する二カ国以上でそのインフルエンザウイルスによつてコミュニティレベルの感染が継続しているということになりましたので、フェーズ5に上がったということとでございます。

とにかく、水際で防ぐんだということに全力を挙げていかなければなりません。当局的には、生体豚の輸入に際しまして、先ほど申し上げましたような体制をさらに強化する。臨床の症状があるないにかかわらず、全頭きちんと分離検査を行うということ

を本日から行うとございませう。

私も長く危機管理の仕事はしてまいりましたが、要は、風評被害というのが実は一番怖い。これをいかに防ぐかということが危機管理の鉄則でございませう。したがらしまして、豚肉を食べても全く問題はありませうということ、そしてまた、豚を飼つておられる方々、日々養豚にいらして、豚を飼つておられる方々、そういう方々も、今までどおり、

日本の養豚の状況、衛生状況というのは世界でもトップレベルにございますので、それを継続していただくといいことだと思います。

そうであれば、豚を飼っていたらいておつても全く何の問題もございませぬし、そこにおいて生産をされた豚というものを食べていただくということは全く健康に影響を与えるものではございませぬので、その点は、私ども幾重にも注意をして、適切な情報発信、それから適切な知識というのですかね、その情報の伝達に努めるということに今後とも心してまいりたいと存じます。

○赤澤委員 関係省庁との連携のもと、石破大臣の指揮のもとで農林水産省としても対応に万全を期していただきたいというふうに思います。それでは、本日の議題であります農地法等の一部を改正する法律案についての質問に移らせていただきます。

大臣がいつもおっしゃっているとおり、世界の総人口六十五億人のうち約九億人が飢餓人口であります。毎日二万四千人の方が餓死をしているというのが動かしがたい現実でございます。そして、もうそこまで来ているのは確実な事実として、今後のさらなる人口爆発、新興国の生活水準の向上、バイオエタノールの原料需要の増加、そういうものによつて世界の食料事情のさらなる逼迫は不可避であるということでございます。

一方で、我が国の国内事情に目を転じれば、食料自給率が約四割、穀物自給率に至っては二割そこそこといった状況である上、耕作放棄地面積が増加し、農業就業人口、農地面積、農業生産額、すなわち、大臣のお言葉をかりれば人、物、金のいずれもが減少傾向にある。非常に脆弱な我が国の食料供給構造を立て直すために、まさに待ったなしの政策総動員を図らなければなりません。

その中でも、最も基礎的な食料生産基盤であります農地、これをしっかりと確保し、有効に利用することは最重要の政策課題と言えます。農業経営主体のあり方を見直すとともに、農地の面的集積の促進、あるいは遊休農地の解消につながる制

度の抜本的な見直し、農地法等の大改正、これをしっかりと実現しなければなりません。日本の農業が重大な岐路に立たされているまさに今このときにおいて、立法府である我々は、関係者と一丸となつて、今後、長きにわたり我が国の農業生産が力強く増大をし、国民への食料安定供給が確保されるような農地に関する制度を打ち立てなければなりません。

このような観点から、我が自由民主党内に、私も参加する農地政策検討スタディチームを立ち上げ、約二年間にわたり合計四十一回の議論を重ねて、今回の農地法等改正法案に結実したものであります。今回の法案の立案に深く関わった者として、最後の仕上げのつもりで以下の質問をさせていただきます。

法案の中身に入ります前に、きょうは大変珍しいことに、鳥取県出身の農林水産大臣と鳥取県出身の農林水産委員、衆議院議員に二人しかおりませんので、こういうことはなかなかないのでありますけれども、同じ鳥取県民として、大臣も地理カンをお持ちの私の地元の耕作放棄地の状況について、このたびの制度見直し、法律改正の必要性を非常によく示すものであると思うので、御紹介をさせていただきますと思います。

まず、耕作放棄地率ですけれども、弓浜半島というところがありますけれども、その中で、米子市の弓浜地区、これは耕作放棄地率が二九%でございます。境港市に至つては四五%ということになります。耕作放棄地の発生原因についてのアンケート結果、これは平成十七年のものでありますけれども、第一位、担い手不足六〇%、もう断トツで一位の理由と名指しをされております。

その一方で、企業の参入も実際には進んでおりまして、大根、白ネギ、ラッキョウといったものの栽培が地元建設業者あるいは食料品関係の業者の参入によつて拡大しているところである。しかしながら、冒頭に戻りますけれども耕作放棄地率は、米子市の弓浜地区二九%、境港市四五%、こういった状況です。

石破大臣も、秋に米子空港を使われれば、弓浜半島のどの道路を通つても沿線の田畑のそこそこセイタリアワダチソウが繁茂して、半島全域が黄色い菜の花畑のようなイメージになっていることにお気づきかと思ひます。私の地元の弓浜半島の耕作放棄地全体調査の状況を聞いて、大臣の所感を賜りたいと思ひます。

○石破国務大臣 委員の選挙区は、昔、全県区のととき、私の選挙区でもございましたので、実情はよく承知をいたしておるつもりでございます。

これは、的確に御指摘になりましたように、担い手がいないんだ、やる人がいないんだ、これをどう考えるかということでございます。

今の日本の農政の問題点というのは幾つもありますが、先進国で農業はだめなんだんというものは全然うそでありまして、先進国こそ農業が発展をしておるのだということでございます。

アメリカやカナダやオーストラリアと比べても余り意味がございせんが、ヨーロッパと比べても歴然と違つています。これは、農地をどう使うかという問題にひつきよう取れんするものだというふうに私は考えております。つまり、持っているが使わないということに対してどう考えるか、それをどのようにして利用を促していくかということでございます。

前も答弁を申し上げましたが、世界の穀物市場、農産物貿易のあり方というものを考えたときに、本当にこの状況がこのまま看過されていいと私は全く思つておりません。どのように利用を促していくかということを考えていかねばなりません。そのことが今回の法改正の一番の眼目であるというふうに思つております。

それを何主義と言おうとそれに余り意味があるとは思ひませんが、どうやつてこの遊休農地というのを利用しやすくするか、そして、利用を拡大し自給力を高めていく。それをやりませんと、ほかのものをどんなに改善してみたところで、ペーシとなるところの農地がきちんと利用されなければ自給力なんか上がるはございません。

したがいまして、委員が長い間御努力をしてこられました今回の法改正は非常に意味のあるものというふうに政府としても考え、努力をしてまいつたつもりでございます。

○赤澤委員 地元だけでなく、日本全国の遊休農地の解消に大いに力を発揮すると私も確信をしております。

なお、地元の名誉のために補足として、私の地元の耕作放棄地の状況については、今の弓浜半島は大変深刻で、一番深刻でありますけれども、米子市の南部であれば、耕作放棄地のほとんどない優良な米作地帯である箕蚊屋平野といったものもございします。あわせて申し添えておきたいと思ひます。

これまで、約十五時間にわたりまして、与野党が精力的な審議を重ねてまいりました。私なりにその審議の結果というのを簡単に取りまとめたみたいと思ひますが、平成の農地改革を目指す審議中のこの閣法の農地法改正法案の原案について、大きく分けて三種類の事項、これがあぶり出されてきたように思ひます。

具体的に三つ申し上げれば、一つは、いろいろな議論がありましたけれども、やはり原案どおり維持すべき平成の農地改革の骨格に該当する事項、これは改革のポイントになつてくると思ひます。そういう一連の事項がございします。また、与野党において議論をし、特に野党の先生方からいろいろな貴重な御指摘をいただいて、改善の余地があるぞと思はれる事項が、一連のものがまたございします。そして最後に、法案に書き込まれる事項ではないが今後大いに検討する必要がある事項、これもございします。合わせて今の三種類の事項があぶり出されてきたというのが、この審議の大事な大きな成果ではないかなというふうに思つております。

具体例についてさつと触れた後で、私の認識と大臣の認識の違いなり共通点についてお話をいたしたいと思ひます。具体例を挙げれば、この平成の農地改革の骨格

に該当する部分、改革のポイントとしては、余り議論なく、与野党ともにこれはそうだろうなというようなものについては、転用規制の強化、分散錯圃解消のための面的集積の促進、あるいは農地に関する所有権を取得できる法人を引き続き農業生産法人に限る、このあたりについては、そもそも与野党の見解が余り違わないというふうに感じております。

一方で、議論がありましたけれども、やはりこれは原案どおり行きたいなというものを三つほど挙げますと、農地に関する権利取得の促進というのは農用地区域の内外を問わずやるべきだというのが一点であります。それから二点目に、農商工連携や加工、流通の効率化を目指す農業生産法人の資本要件の見直しですね。農商工連携にかかわる事業者でありますとか食料関係の事業者にもっともつと資本参加していただく、それが二番目です。そして三番目、市町村のやる気に左右される現行の特定法人貸付事業、こういったものの以外の仕組みで、企業による農地の貸借方式で農業参入を認めていく必要があるだろう。このあたりは、いろいろ議論はありましたけれども、やはりこの骨格をしつかり維持していただきたいと思う部分であります。

二番目に、改善の余地のある事項というのは、これはマスコミ等の取り上げ方もそうありますし、野党の先生方から大いに御指摘をいただいたところで、企業の無秩序な地域農業への参入に関する地域の農業従事者の懸念というのは非常に強いようだというところであります。一部ちょっと無責任にマスコミがおおっているようなところもありますけれども、その懸念の払拭のための改善はやるべきじゃないだろうか。

具体的には、後で御質問もいたしますが、耕作者の地位の安定あるいは地域との調和、さらには、参入企業が撤退後どうするんだといった対応といったような事項についての考え方の明確化、あるいは、常時従事要件といったものについての取り扱いなどが挙げられます。それが一点目です。

ざいいます。

二番目に改善の余地のある事項ということでは、市町村が定める農振法に基づく農振計画あるいは基盤強化法に基づく基本構想との整合性を確保するための仕組みを導入しなくていいかという点であります。

それから、三番目の改善の余地のある点は、企業などによる農地に関する権利取得の許可の取り消しのプロセスを明確化した方がいいんじゃないかといったことであります。

以上の改善の余地のある事項に続きまして、三番目の大きな固まりでありますけれども、今後検討する必要がある事項といったことで、こちら三つほど指摘をいたします。

一番目に、やはり、念頭に置いているのは三条二項の七号でありますけれども、そういった条項について、新しい基準を明確化して運用までの間に農業委員会にしっかりと提示をするという検討事項、これは欠かせないものであります。周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率性的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれ、これは一体何ぞやということでもあります。

それから二番目には、平成の農地改革のわかりやすい周知、広報。これはいつも大臣がおっしゃっていることで、映像なり、あるいは一枚ぐらいのピラナリ簡単なパンフで、見ただけで一目でわかるといったような広報が要るだろう。

そして、三番目に検討が必要なのは、繰り返し御指摘があった農業委員会の組織体制の整備といったものでございます。

以上が、これまでの約十五時間にわたる審議の私の簡単なまとめでございますが、今の三つの事項、原案どおり維持すべき骨格、そして二番目に改善の余地のある事項、三番目に今後大いに検討する必要がある事項、それぞれ、いろいろ具体的に御指摘しましたが、これについて大臣の今感じてもらえるところをお伺いしたいと思います。

○石破国務大臣 委員の御指摘のとおりです。私から繰り返すこともかえって御迷惑かと思うので

いたしません。政府案につきまして言われましたのは、農業生産法人以外の法人の参入についてはどうなんだ、許可要件、事後の担保措置、これについて現場の懸念がきちんと払拭されるのかということ、あとは、市町村が定める土地利用計画との整合性の確保、それから、耕作者というものをどう位置づけるかということ、かなり大きな議論であったというふうに承知をいたしております。

そしてまた、今後、法改正とは直接リンクをいたしません。考えていかねばならぬのは、許可基準の細部を早く明確にしろということ。農業委員会はどうかということ、これも農業委員会に関する法律の改正というものに大きく踏み込んでおるわけでもございません。ただ、これを運用しますときに、農業委員会のあり方、その円滑な運営というものは相当配慮をしていかなければならぬだろうと思っております。

そして、周知徹底ということ、昭和の農地解放という農地改革というか、そういう言葉があるわけじゃないかもしれませんが、平成の農地改革ということ、昭和の時代には本当にありとあらゆる広報手段が駆使された。当時はテレビがあるわけでもないが、いまだに紙芝居的にそういうものが行われたわけですが、農地に関する法律というのは、とにかく複雑でわかりにくい、一般の方は全くわからぬところがございます。

この制度の趣旨について、改正の意義について、いかにわかりやすく徹底をしていくか。農業者の方のみならず、これから先、農地にかかわっていくという方々に、この農地法の理念というものをきちんと御理解いただくための努力というのは、最大限やっていかねばならぬというふうに思っております。

今までのいろいろな混乱がありましたのは、やはり農地法の体系が複雑でわかりにくいところろがございましたので、ここはきちんと整理をして、法案をお認めいただきました際には、私ども

も、さらに努力をしていかなければならぬと心しております。

○赤澤委員 ただいま御確認いただいた大臣との共通認識を踏まえ、耕作者の位置づけといったことも踏まえ、以下では、これまでの与野党の審議であぶり出された三つの事項のうち、改善の余地のある事項、及び、法案に書き込まれる事項ではないけれども今後大いに検討する必要がある事項についてお尋ねしていきたいというふうに思います。

まず、耕作者の地位の安定と地域との調和といったことでありますけれども、いずれも大事な論点でございます。

今回、農地の利用を基本とする制度として農地法を再構築するために、これまで用意されておりました、現行の農地法にある、大きく分けて二つの耕作者の地位の安定のための具体的な措置のうち、規制的な措置、小作地の所有制限、あるいはこれに違反する土地に係る国の強制買取等は廃止されるということでもあります。

しかしながら、一方で、現行の十八条から二十条にあります、農地の賃貸借の対抗力あるいは法定更新、さらには農地の賃貸借の解除などに当たり都道府県知事の許可に係らしめる制度といったような、耕作者の権利保護のための、一連の賃貸借権の保護等のための措置、これは残るわけであり

ます。

引き続き、どういった文言が使われているのかかわらず、耕作者の地位の安定といったことは理念としてあるということでもあります。また、もろもろの条項を確認する限り、地域との調和といったことも脈々と理念として法案の中に貫かれているように感じます。

そういったことを踏まえ、企業の無秩序な地域農業への参入に関する地域の農業従事者の皆様の懸念を払拭していく観点から、耕作者の地位の安定のための仕組みはやはり一部とはいえ残るわけですから、改正法案においても引き続き耕作者の地位の安定が図られる、さらには改正法案におい

て地域との調和の理念が貫かれているということについて、地域の農業従事者を初めとする関係者の理解を大いに深めていく必要がある、その必要性が極めて大きいと考えますけれども、この点についての見解をお聞かせください。

○石破国務大臣 耕作者の地位の安定についてのお尋ね、あるいは地域との調和についてのお尋ねでございますが、今回の改正法案でも、三条二項一号、不耕作目的の農地の権利の取得を排除する、地域に根差した耕作者により農地が効率的に利用されることを目指すということを踏まえまして、耕作者の地位の安定を図るということにしておるわけでございます。

貸借についての規制を緩和する一方にございまして、三条二項第七号、あるいは三条の二、あるいは第十六条から十八条、そういうような措置も講じたところでございます。

いろいろと御議論があつたところでございまして、冒頭申し上げましたような耕作者の地位の安定あるいは地域との調和、そういうことにつきまして、この委員会におきます御議論、いろいろございまして。現在、与野党間でいろいろな調整が行われているというふうに私どもとしては承知をいたしておるところでございますが、今委員が御指摘になりましたようなことは、もちろん極めて重要なことでございます。与野党において適切に調整がなされ、委員がおっしゃいますような趣旨がきちんと反映をされ、無用の懸念が生じないように、私どもとしてもその方向を注視し、傾聴してまいりたいと思っております。

○赤澤委員 地域の農業従事者の懸念の払拭といった観点から、目的規定に耕作者の地位の安定や地域との調和を書き込むといった余地は十分あるのかと私自身は感じるものでございます。

次に、現行の基盤強化法に基づくリース方式、いわゆる特定法人貸付事業でありますけれども、現行のものは、市町村が基本構想において参入区域を設定することとなっております。ところが、実際のところ、基本構想において参入区域を

設定している市町村は全体の半分にも満たない、四五％という情報がございます。端的に言えば、市町村の不作為という評価も十分に成り立つ現状ということでありまして。

このような状況を踏まえれば、いろいろな御議論はありましたけれども、改正法案において、企業等の農地のリースによる農業参入に関して、市町村による参入区域の設定を取りやめるということについては、十分に合理性が認められると考えます。その一方で、企業等による農地に係る権利取得の許可、これを農業委員会が出す出さないを判断するに際して、市町村政と整合性を持つたものでなければならぬ、このことも間違いのないことでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、例えば、農業生産法人以外の法人あるいは農作業常時従事者以外の個人が農地などの賃借権等の設定の許可を受けたいという場合に、市町村が定める、農振法に基づく農振計画、あるいは基盤強化法に基づく基本構想との整合性を確保する必要があると考えますけれども、この点について政府の御見解はいかがでしょうか。

○高橋政府参考人 農地の利用につきましては、当然のことながら、その農地自身は地域資源として有効に活用されていくということが必要だろうということでございます。

今委員御指摘のとおり、市町村は、農業振興のために、農振計画、あるいは基盤強化法に基づきます整備計画あるいは基本構想というものを定めておられるところでございまして、このような観点から、農地の利用について、特に今委員御指摘のような場合についてどのように考えていくかということについては、市町村の意見をどのように申し述べていくことができるのかということは重要だろうと思っております。

事実上も当然できるわけではございませんけれども、そのような点について、もう少し制度的に何とか関与の形ができないかどうかということについては、今御議論いただいておりますというふうに

思っておりますけれども、同一の見解でございます。

○赤澤委員 この点については、許可の際に市町村長が意見を述べられる仕組みというのを導入する余地が十分あるように感じるものでござい

す。

次に、許可の取り消しのプロセスの明確化についてもお伺いをしたいと思います。

これは、適正な利用がなされていない、こういった場合には許可が取り消されるという制度のたてつけになっておりますけれども、企業等による農地に関する権利取得の許可は、幾ら何でもいきなり取り消すわけではないと思えますけれども、改正法案の原案では、単に取り消すといった規定ぶりになっております。

実際には、当該企業とどのような接触をし、どの程度の時間をかけて取り消しに及ぶのか、御説明賜りたいと思います。簡潔にお願いいたします。

○高橋政府参考人 今回の法案では、委員御指摘のとおり、適正な利用が行われていない場合には解除、許可の取り消しができるということになっておるわけでございますが、当然のことながら、そこに至ります一連の手続におきまして、直ちに取り消すということではなく、例えば、遊休農地に関する措置等の手続、そういったものを使用いたしまして、一定の期間を定めて、利用者に対してその利用計画を求めるといふようなことは当然のことだろうと思っております。

この手続についてどのような形でより明確化するかにについては、さらに御議論が必要だということに思っております。

○赤澤委員 これも多くの先生方が審議の中で御指摘された点でありまして、法文上、許可の取り消しのプロセスを明らかにしていく余地というのもあるように感じるものでございます。

時間の関係で質問にはいたしませんけれども、こういった許可の取り消し後、あるいは参入企業撤退後の対応についても、現行法上ある保全管理

の仕組み、それに対する支援といったものだけでなく、農業委員会にもっと積極的な役割を果たしてもらおうといった制度、こういったことについて十分検討の余地があると感じるものでござい

ます。

そしてまた、その農業委員会については、改正法案が成立をすれば、農業委員会の業務が追加をされてその役割が重くなるとともに、業務量も飛躍的に増大することが見込まれるところでござい

ます。これも質問にはいたしませんけれども、農業委員会の役割が重くなることに応じて、その組織体制をしっかりと拡充していただきたいというふうに思うものでございます。

それから、今回、農地というのは地域の非常に貴重な資源であると。もちろん、国の食料生産基盤という指摘もあつたわけですが、その地域地域の宝だと。確かに、土が違えば、同じ種で同じ作物をつくっても違う味になる、これは大いにあり得ることでありまして、ちよつと時間の関係で大変短い中ですが、一つだけ御紹介することでありまして、本当に地味が豊かで、余り農業を使われない状態でしたら、土をつくらんと、信じられないことに、果樹であるリンゴも無農薬で栽培が可能だ、しかも、その味はすばらしい、これはすべて土によるものだという趣旨の本であります。

それぐらい土づくりというのは重要でありまして、地域の貴重な資源として土づくりにしっかりと取り組む。そしてまた、それに取り組んだ方たちが、場合によって、何らかの事態で撤退をするというようなことになったときに、これは企業が参入していれば本社の経営状態等で撤退したいなこともあり得るわけでありますから、こういった点も含めて、上づくりを非常に重視して農地制度を運用していく、そしてまた、撤退の場合にも、ある程度有益費のような形で報いていくといった方向もしつかりと念頭に置いて、今後運用に努めていただきたいというふうに思うものでござい

す。
この点も、最後の質問とあわせて、大臣、もし何か所感があればお聞かせいただければ大変ありがたいです。

最後に、やはり大臣に農業生産の増大と国民への食料安定供給の決意を伺いたいと思うんです。

食料の自給力向上のための車の両輪と呼ぶべき二つの施策、すなわち、今回の農地法等の改正によりまず耕作放棄地対策を含む平成の農地改革、これと水田フル活用元年の取り組みにより、今後、我が国の農業生産を増大させ、国民の皆様のための食料の安定供給を長きにわたり確保するということが非常に重要になってまいります。この点についての大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○石破国務大臣 土づくりの重要性は、委員が御指摘のとおりでございます。土、水という、ある意味で世界公共財的なものについてもしっかりと配慮をしていかなければならぬと思っておりますし、有益費の取り扱いについても、委員御指摘のとおりでございます。

私どもとして、四月十七日に、農政改革の検討方向、これを取りまとめさせていただきます。食料供給力の再生を図るということでございます。農地について申し上げれば、転用規制の見直し、そしてまた貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設、農地の最大限の利用ということでございます。

車の両輪とおっしゃいました。確かに、農地改革、そして水田フル活用ということが極めて重要であります。この委員会の中でもいろいろと御議論がございましたが、本当に農地を最大限利用するためにどうすればいいか、なぜ我が国はこんなに農地が利用されていないのかというの、相当に根が深い部分があるだろうというふうに考えております。やはり農業者の所得が上がつていかねばならないが、そのためには、いかに付加価値を上げるかということ、いかにしてコストを削減するかということが正面から論ぜられていかねば

なりません。

委員が冒頭に御指摘になりました弓ヶ浜半島の場合も、要は、もうからないんじゃないのかということ、ほかに使えばもつと金が入ってくるんじゃないのかということでございます。私は、やはり農業者の所得というものをきちんと確保する、そのためには、付加価値を上げる、コストを下げる、そのことにももつと努力をしていかねばならぬのではないかとこのように考えております。

産業としての農業をどのように考えるかという御議論がこの委員会を通じて広く行われたものというふうに認識をいたしております。

○赤澤委員 ありがとうございます。

現在審議中の農地法等の改正法案が一日も早く成立することにより、我が国の農業生産が力強く増大し、国民への食料安定供給が確保されることを祈念して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○遠藤委員長 次に、大串博志君。

○大串委員 民主党の大串博志でございます。

きょうは、農地法の審議等、質疑の時間をいただきます。ありがとうございます。まず、早速ですが、私の方からも、現在世界的に大きな脅威の的となっておりまして新型インフルエンザの問題に関して、先ほど我が党の笹木委員からの質問をフォローアップする形でも、一言申し上げさせていただきますというふうに思います。

この問題に関して、急速に事態が推移しております中で、大変な不安、そしていろいろな事態の推移がござります。一番大切なのは、私は、まず何よりも、国際的な取り組みの中で事実をきちんと確認、確定すること、そしてその上で、段階に応じて、国民に向けて、世界に向けて真実が何であるか、どこにあるかということの情報をきちんと発信すること、そうすることによって不安心理をおさめ、かつ、適切な対応を促すこと、こういうふうな順を追った対応が非常に重要だということに

思います。それによって、国内で食の安全というものを確保していくこともできるようになるし、かつ、豚に関してはいろいろな方々が関与されております。生産者の方々、流通業者の方々、いろいろな関与もあります。それに対する、今方議論のありました風評被害みたいなものも含めて回避していく、そういうふうな取り組みを順を追って行っていくことが非常に大切だということに私は思っております。

その中で、先ほど、食の安全を確保する、そして風評被害を回避していく、こういうふうな問題に関して、大臣の方から、豚に関しては加熱処理等々の中で安全なんだというようなステートメントが出されておりますが、国民は本当にそれで豚が安心なんだということをきちっと理解し、そして、それに基づいた行動をしていってもらうような結果を出していくことが大切だと思うんです。ですから、本当に大丈夫ですということを述べるとのこと、これも非常に重要です。重要だけれども、それだけで大丈夫なのか。各国においては、先ほど笹木委員からの指摘もありましたけれども、発症国からの輸出入の一時停止、これを含めて行うところもある。実際、日本の国内でも、豚の販売を停止しますという小売店も出てきているわけですね。だから、不安心理がそこにあるわけです。

こういうことも踏まえると、ステートメントだけで本当に大丈夫なのか、実際のにきちんとした行為として、大丈夫ですよ、豚肉は今輸出入が一たん停止されているんです、発症国から入ってきではないんですということを具体的な輸出入の停止措置という形で行うことも大切なんじゃないかということで、先ほどの笹木委員からの指摘もあつたと思うんです。

その点に関する答えが私は明確に聞かなくてなかつたものですから、大臣にいま一度、輸出入の一時停止といった具体的な行動も含めて、今の豚肉は大丈夫なんですよということを行為を通じて国民に示す必要性があるんじゃないかと思うんです。

すけれども、大臣の御所見をいただきたいというふうに思います。

○石破国務大臣 これはきちんと分けて議論をしないといけないのですが、豚肉として入ってくるものと生体として入ってくるものとございます。

豚肉として入ってきているものは、メキシコから入ってきております。入ってきています。私は、実際に在メキシコの日本大使館に訓令、あるいは電話でも問い合わせをいたしました。日本に豚肉がどのように輸出されているか、もう一度きちんと確認をする、もちろん書面では何度も確認をしておりますが。そこにおいては、HACCP対応の生産工程においてきちんとした殺菌処理がなされている、日本に輸出される豚肉においてそのような懸念は全くない。そしてまた、入ってきて、豚肉を七十一度で加熱処理をして食べるというふうなことによって、菌は死滅をするわけでございます。

二重に考えまして、豚肉を食べても全く問題はないということを実際に幾重にも確認して申し上げておるところでございます。信じないなど、いいかげんなことを言っておるつもりは私は全くございません。

もう一つは、生体についてでございますが、先ほど答弁申し上げましたように、本日から生きた豚について全頭の精密検査、ウイルス分離検査とも申しておりますが、全頭について行うということでございます。したがって、生体であれば、あるいは食肉の形であれ、日本に入ってくる豚肉、まして日本の豚肉は全く問題はないということを常に確認しておるわけでございます。

メッセージ性が十分でないと思えばさらに努力をしいかねばなりません。私、こういうことを申し上げるときにはきちんと全部事実を確認した上で申し上げておりますので、さらに努力をしいたいと思っております。

○大串委員 今、具体的な行為に関してはこれまでの答弁と同じだったわけでございますけれども、私がこういうことを申し上げているのは、国

民の不安心理というものをやはり完全に払拭していく努力を絶えず絶えず、何がベストなのかというところをやつていかなきゃならないということだと思ふんですね。これに関しては恐らく異論がないと思ふんです。

他国において、輸出入の一時停止も含めて行っている国がある中で、日本は行っていないという事実があり、かつ、私もこれまで予算委員会等々で、これは豚の例ではありませんけれども、牛肉のアメリカからの輸入の問題に関しては何度も、食品安全委員会の見解と、そして実際に執行機関で行われていることとのずれ等々の議論をさせていただきました。これに関するずれが常にあるために、行政側に対するある一定の信頼感の欠如みたいなものがそこにあつて、であるがゆえに、先ほどの私からの提案となつた、きちつとした行動、アクションを通じて、だから大丈夫なんですよということを言うべきじゃないですかということにつながつたわけでございます。

この点は、国民の不安心理といえますが、国民の食の安心に関する心を確保するという点から、私は、ぜひ具体的な措置を含めたアクションをやつてほしいということを申し添えておきたいというふうに思います。

これを申し添えた上で、農地法の質問に入らせていただきますというふうに思います。

まず、私も先般議論をさせていただきました、今回の大きな論点、大きな考え方の変更、これまでの農地法の考え方からの変更である目的規定、そして、大きなブロックといえますか固まりであるところの三条、あるいは三条以降の変更の面についての議論をさせていただきました。

目的規定の議論に関しましては、これまで、所有者が耕作することを最も適当と認めて、それに加えて、利用を促進する観点から利用関係を調整するというような現行条文の目的規定から、これを適切に利用する者が権利を獲得するということがよしとする、こういうふうな目的規定の変更案、改正案が提案されていることに關して、實際

の二条以降と少々のがれがあるんじゃないですかということ指摘しながら、言わんとする心としては、やはり所有をする人が耕作をしている、ここに一致を見るというのが非常に重要だということ認識しながらいろいろな二条以降の規制をつくつていくということが大切なのではないですかということをお願いしたつもりでございます。

すなわち、所有の部分と利用の部分と、やはりどうしても今回改正された案においても規制の違いはございます。これを踏まえるのであれば、この目的規定にあらわれているとおり、やはり所有と利用に関しては考え方が違うんだと。具体的に言うと、耕作者がみずから所有するということが重要な点だということとをきちんと目的規定の中にも踏まえていくということ、これが重要な点ではないかということをお願いした次第でございます。

この点に關して、目的規定において、耕作する、適切に利用する者が権利を所有するという書き方だけではなくて、やはり、耕作する者が所有するということ自体に非常に大きなバリエーションがあるんだという考え方も盛り込んでいくべきじゃないかという点に關する大臣の御所見と、そして、先ほど赤澤委員からの話もございました、私も同感でございますけれども、その心は何かというところ、やはり農業は地域で行っているという点を今後もしっかりと確保していくという観点の思いを目的規定の中にもきちんと書き込んでいくべきじゃないかということ、この二点に關する大臣の御所見をお伺いしておきたいというふうに思います。

○石破国務大臣 耕作する者が所有するということが重要であるということは、私は全く否定するつもりはございません。それはそうなのです。所有権というのはそういうものなのでございまして、耕作者の権利というものはそういうものだというふうに認識をしておりますが、今の問題は、もう一度振り出しに戻りますが、所有しなが

ら耕作されていないというのをどう考えるかということでございます。

これだけ耕作放棄地が出る、転用がこれだけ出る、農地面積がこれだけ減っている、そこにおいてどのように利用されるか、耕作者の地位の安定ということが重要なことは全く否定しません。しかし、現状について、それを肯定したままでどういふことができるかということが議論の核心であつたなというふうに思っております。

そして、地域との調和というのは、それはもちろんそうなのでありまして、さればこそ市町村の役割というものが議論されているのだというふうな考え方をしております。これは、今後法体系としてどのようにしていくか、またいろいろな御議論があるのだけれども、日本において土地の利用というものをどう考えていくのか。ある意味で秩序がきちんとできていないこの日本の土地利用のあり方というものをさらにどう考えるかという議論に今後は昇華をしていくのだらうというふうに思っております。

その中で、地域との調和、市町村の役割、その点が重要であるということは委員御指摘のとおりでございます。そこは与野党の御議論の中でどのように調整されていくかということをお私どもとしては傾聴していかなければならぬ、先ほど赤澤委員にお答えしたとおりでございます。

○大串委員 ありがとうございます。

大臣の方から、耕作者が所有するということの重要性は否定しているわけじゃない、そういうことを踏まえながら、所有しながら使われていない土地をどうやって利用していくかということの重要性も見出していききたいということ、その考え方は私たちも同じくしながら、では具体的にどういふふうに行っていくかというところが二条以下の条文なわけでございますけれども、この二条以下の条文において大きな変更が提案されております。

この間も議論しましたように特に三条のところは極めて重要になってきているというふうに私は

考えておりまして、先般の佐々木隆博議員の言葉をかりれば、事前規制が非常に緩和されて事後規制が重要になってくるんだ、こういうふうなたてつけになっていると。それは、確かに一つの見方としてはそういうふうになっていると私も思いますが、この間も申し上げましたけれども、その場合には、では事前規制の緩和のあり方、変更のあり方がこれでいいのかということもしっかり議論されなければならぬというふうに思います。

つまり、利用というもののに関して、貸借ですけれども、これに關しては、適切な利用がなければこれをやめにする。事後的な規制をもつて事前規制を緩和するわけですが、事前規制もある一定きちんとしないと、事後規制だけで本当に負えるのかという面はどうしても残るんだと思ふんです。

事前規制に關しては、三条において、例えば地域の総合的な農業とのあり方を勘案するとか、そういうふうないろいろなことも書かれていますけれども、やはり一番この委員会の中でも議論されていたのは、全くその土地に關係のない企業とか、その土地とはゆかりのないどこから企業がぽんと貸借において参入してきて、そして、地域とのつながりは重要だというふうには認めながらも、実態上はそうならない可能性が出てくるおそれがあるんだという不安が払拭し切れていないところがあるんだらうというふうに思ふんです。

そうすると、三条における事前規制のあり方はこの提案されたままでいいのかという議論はやはり残るんだらうと私は思います。

そういう観点からすると、今、利用に關しては、適正利用でない場合に後から事後的に取り消すということのみならず、もともと所有の場合あるいは貸借の場合にありました常時従事するという要件、あるいは法人の場合は農業生産法人という要件、これらをきちんとかんがえた上で、やはり一定、貸借で法人が入ってくる場合には、事前規制

においてもすばつと緩和し切つてしまふのではなくて、地域で農業を的確に行うという体制がその参入企業にもあるんだということを事後的にも確保するようない方方で三条の提案されている内容も見直されるべきじゃないかというふうな思ひがしているわけであります。

そこに一定の要件を事前にもかけていくということがあり得べし態度ではないかと思つていてるわけですが、この点に關する大臣の御所見をいただきたいと思ひます。

○石破國務大臣 農業生産法人以外の法人の参入の御議論でございます。

地域において適切に農業が行われるということ担保するための措置というのは、この改正の法案にも盛り込んでおる、繰り返すことはいたしません、幾つか盛り込ませていただきました。

不耕作目的の権利の取得、これは排除をしなればなりません、当然のことでございます。そして、耕作者により効率的に、この効率的というのも議論がございましたが、利用されることが必要であるということも御指摘のとおりでございます。その認識は、私は委員と全く同一でございます。

これを制度上の要件としてどのように担保するかでございますが、農業生産法人以外の法人によります農地の借入れの要件をどう取り扱うかというところについて、ただいま与野党間の調整が、当委員会における委員の御指摘も踏まえてなされているというふうに承知をいたしております。認識は全く同一でございますので、制度上それをいかに担保するか、それは与野党間の調整というものに私もよく配慮をし、留意をしたいというふうに考えておるところでございます。現在調整中と承つておりますのでこういうような答弁しかできませんが、認識は全く同一であります。

○大串委員 私の所見を述べ、大臣の御認識を伺いさせていただきますのでございます。そういう観点から、農地法等の一部を改正する案に關して、また私は議論を続けていきたいというふう

に思ひます。

さて、条文の具体的な内容の議論をさせていたいただきました。きょうは、残りの時間を使いまして、法改正の大きな目的、グラントビジョンみたいなところに関しまして大臣と議論させていただきたいというふうに思ひます。

まず大臣にお尋ねしたいのですが、今回、農地法、農地の使われ方に関する法律の改正案が提案されております。大臣におかれては、日本の農地のあり方のどのような面が問題というふうにお考えなのか。

例えば、一経営主体に集約されていないということが問題なのか。あるいは、一経営主体が持つてゐる土地は多いんだけれども、これがかなり分散してゐる、そこが問題だということなのか。あるいは、主体としても分散してしまつてゐるというところ自体が問題なのか。あるいは、日本全体の農地面積がそもそも少ないじゃないか、耕作放棄地等々も出てきて日本全体の農地面積が少なくなつてきているんじゃないか。

何が問題というふうに考えていらっしゃるのか、その全体的な認識に關しての御答弁をいただきたいと思ひます。

○石破國務大臣 委員が御指摘の点は全部問題です。それは全部そうなのです。そのすべての答えが今回の法改正で全部出るとは思つておりませんが、非常に大きな一歩になるとは思つております。

一言で申し上げれば、私は、特に土地利用型の農地において問題は相当にあるなというふうに考へております。そこにおいて避けて通れないのは、農地が、農業生産手段としてのみならず、いわゆる資産としての価値を持つてゐることをどう考へるかということだと思ひます。

これは、ほかの国に例を見ません。アメリカ、オーストラリア、カナダと比べてもそうですし、ヨーロッパと比べてもそうです。農地が資産としての意味を持つというところを全否定的にとらえるべきものではなからう。人間は経済合理性の動物

ですから、それが農業生産の手段としてではなくて資産としての価値を持つ、そのことを全部ネガティブにとらえるべきだとは思ひません。これをどう考へていくかということが問題の根つこにあるまして、分散錯雑でありますとかそういう問題にあるのではないだろうかという認識は、今も全く変わつておりません。

○大串委員 大臣、私も農地の状況に關する問題の認識は似たようなところにあるんです。

大臣、一つお尋ねしておきたいのですが、今おつしやつたような日本の農地の現状、これはどういうところから起つてきているのか。過去にとつた政策が間違つてゐたのか、それとも、日本に賦存するある一定の要件があつたがゆゑにそうなつてしまつてゐるのか。

大臣としてはどういうことで今のような日本の農地の置かれてゐる現状があるというふうにお考えなのか、その点に對する御見識をお伺ひしたいと思ひます。

○石破國務大臣 これは私の私見でございます、当省としての見解ではございませんが、一つは、先ほど土地利用型というふうに申し上げました、もつとはつきり申し上げれば稲作でございます。これらの労働時間が飛躍的に減つたということ、それによつて兼業が可能になつたということが歴史的にはございましょう。

もう一つは、列島改造などというお話もございましたが、そこにおいて土地をどのように使うかというところ。土地が投機の対象になつてゐるなどという国も余り世界には例を見ないのでございすけれども、土地が物すごく高い価値を持つてしまつた。土地神話が崩壊したと言われる現在にあつても、なおそれは生きてゐると思つております。

この二つがその要因でございまして、この二つとも他国に類例を見ないものでありますだけに、解決は極めて難しい。難しいけれども、これにチャレンジをしていかないと日本の農業の再生は

あり得ないという認識を私自身は強く持つております。

○大串委員 今言われた点の指摘も、私も同感するところがあります。

非常にシンパルに申し上げると、大臣がおつしやつてゐることと同じなかもしれませんけれども、私自身は、経済学的に見て、農地としては収益が上がるにやうな、収益還元価格における土地価格は非常に低いまゝになつてしまつてゐるという事実が一つにあり、他方、農業以外の用途として見ると日本の土地というのは極めて高い、このギャップがある。

このギャップ、つまり、マーケットが、農業用地としての土地マーケット、そうじゃない、農業用地以外としての土地マーケットとが完全に分離されてゐれば、経済学的にも一つの財が違うものとして分離されて取引されていくことは多々あります。分離されて取引されれば同じものであつても用途に応じて価格が違うということはあり得る世界なのでありますけれども、それをある一定これまでも農地法において実現しようとしてきた、これがいよいよゆる転用規制等々の土地利用規制だつたと思ふんです。

ところが、転用規制に關しては、基準のあり方あるいは実行体制のあり方等々、これまでの流れを見てゐると、私たちが農業委員会の皆さんの体制整備に關してもつと意を使わなければならなかつたということなのかもしれないけれども、十分な転用規制が適正に行われていたという状況ではなかつたゆゑに、この二つのマーケットが一緒くたになつてしまつてゐる。これが問題の根源になつてゐるんじゃないかというふうに思ふわけですね。

だから、この中で理論的に言うときの一つの解決策は、二つのマーケット、つまり、農業用地としての土地のマーケットと農業用地としてではない土地のマーケット、これを完全に分離してしまふ。これは今まで議論がありました。農地の転用規制等々をきつと法律の趣旨どおり行えるよう

な体制をつくっていく。これは私たち国会の人間の責務として、今般、農業委員会の体制整備等も含めてたくさんのお声をいただきました。これも受けていかなければならない。これによって二つのマーケットを切り離して、二つのマーケットにおける土地の価格が違ってもいいんだ、違うんだという事実関係をつくり出していくことが一つ。

もう一つは、やはり、農地として、つまり農業用地として収益が上がらないがゆえに極めて土地の価格が低いという経済価値の低さ、ここにどうやってメスを入れていくのかという考え方も存在します。

私は、経済学的に言うと、これをもう少し日本の場合にはやらなければならないというふうに思っていて、すなわち、現在、農業を行って農地において収益が上がらないという状況で、幾ら農地としての利用を促進するというを行っていても、収益が上がらないがゆえに、農地として使いたましよう、だから農地を下さい、農地を貸してください、農地を所有させてくださいというインセンティブは起こってこないという現状にあるのではないかとこのように思っているわけです。

ですから、これに関して大臣と少し議論を詰めさせていただきたいと思いますけれども、今回の法律改正をなすことによって、今、私が申し上げた問題意識、大臣も同じくしていらつしやるかどうかはわかりませんが、農地としての収益を上げる力、可能性、収益還元価格、これを上げることに向けてどのような役割をこの法律は果たすのか、貸借によって法人が参入することによって果たしていくのだろうか、こなんです。

ここで大臣に御質問なんですけれども、今、日本の農業の抱えている農業構造を前提としながら、今回の法律による法人の参入等々でどのように農地として使われる土地における収益が上がっていくという見込みを持っていますか、それだけの法人が参入してそれだけの収益が上がっていくという見込みも考えて

いらつしやるのか、この点に関して大臣の御答弁をいただきたいというふうに思います。

○高橋政府参事 基本的な議論につきましてはまた大臣から答えたいと思いますが、私も、最初に、今回の法律改正によりましてどの程度の新たな参入が行われるかということでございます。

これにつきましては、今回、新しく農業生産法人以外の法人については貸借による参入ということとを広く認めていくことになるわけでございますけれども、現在、御承知のとおり、リース特区によりまして法人参入というものが三百余ございます。これについては五百という一つの目標があるわけでございまして、これは今の制度を前提としていられるものでございまして、また、ここにございましては外部からの企業の参入というようなことを想定しておられるわけでございまして、今回の改革によりまして、この外部からの参入以外にも、農村内部におけます新たな集落営農等の法人の立ち上げということも想定しております。

現在、明年に向けて新たな基本計画の検討を行っております。この基本計画の検討の際には、当然のことながら将来におきます我が国の農業構造の展望というものがあわせて示していく必要があると思っております。現時点での農業構造の展望は、委員御承知のとおり家族農業経営なり法人経営を主体としているわけでございまして、けれども、今回の改正によりまして新たな参入ということについても、お認めいただきましたならば、これを踏まえた上で検討が今後必要であるというふうに考えているところでございます。

○大串委員 集落営農が法人化しなければならぬ、こういうふうになっている、この受け皿として、今回、法律改正によって、より参入しやすくなる法人形態をもつて参入する、これは事の理です。これは法律がそうなるからそうなっている、それはいいんです。

ところが、それは、大臣が先ほど日本の農地利用の問題点として指摘されたものに対する改善策としては、農地法の関係としてはなり得ませんね。農地法を改正したことによって、メリットとして、ああ、土地の利用がこういうふうに変わってよくなったということが言えるためには、集落営農とはまた別の形での、ある一定の、まさにこの法律で提案されているような法人の参入なりがあつて、それによって集積化あるいは分散錯圖の解消等々につながっていくという見込みにならなければならぬと思うんです。それが本当にあるんだらうかということをお聞きしたいわけ

です。細かい議論は割くとして、大臣にちよつとお尋ねしたいんですけれども、事ほどさように、農地法においても、すなわち農地の集積を促進できるといふ体制をつくっていくという考え方は、あるかと思ひますし、あるいは、これに至る前までの、例えば品目横断的経営安定対策の中でも、個人で四ヘクタール、集落営農で二十ヘクタールというものを一つの支援の条件とされるなど、これまでの政府の農業政策を見ていると、規模拡大において、これは集積と言つてもいいでしょうし、こういうことによつて恐らく生産効率を上げてコストを下げるということなんでしょうね、これによつて競争力のある農業をつくっていくということだと思ふんです。この考え方は私は否定はしません。

否定はしませんが、それに頼り過ぎていいないか、すなわち、日本の農業というものを考えたときに、生産効率を上げる、規模拡大によつて生産効率を上げる、生産コストを下げる、それによつて農業が競争力を得る、それによつて日本の農業が再興するようになる、この考え方に頼り過ぎていないだろうかという点に關しての疑問が私にはあるわけです。

といいますのは、私も佐賀県で農業の一角に住んでおります。親戚も知人もたくさん農業をやっている。これまでの規模拡大の方針に依つて、一人で二十五ヘクタール、三十ヘクタールの土地を

借りてやっている人もたくさんいらつしやいます。ところが、広くなればなるほどコストが高く、逆に苦しいんだという声を多々聞くのが現状であります。

大臣、ちよつとお尋ねしたいんですけれども、本当に規模拡大をどんどん進めることをこれだけ重用して、それによつて日本の農業はこれだけコストが下がって、それによつて国際的な競争力を持つようになるんだという一定の厳密な検証なり、検討なり、研究なりなされた上で今の農林水産省としての方向を打ち出されているのか。私にはちよつと、そういうふうな厳密な検証なり、経済学的な研究なりがあつてやられているように思ひますね。とすると、やみくもに農家は規模拡大を求められているのではないかと、この不安感がどうしてもぬぐい切れないんです。どうでしょうか、大臣。そのような厳密な検証というのは農水省でなされた上でこの方向は打ち出されているのでしょうか。

○石破国務大臣 可能な限り厳密にやっておりますが、委員の御指摘のよう問題意識は実は私も同じようなものを持っています。さらにやつかねばならないだろうなと思つております。

例えて言いますと、お米の生産コストでいえば、〇・五ヘクタール未満でやれば二万六千六百円、〇・五ヘクタール未満でやれば二万六千六百円、三ヘクタールまでの層ですと一万七千三百円、三ヘクタールから五ヘクタールですと一万四千四百円、十ヘクタールから十五ヘクタールですと九千六百円ということになるわけで、〇・五ヘクタール未満とは倍半分以上の差がございます。これを超えますとまた上り始めるということがございまして、そこにおいてはかなり詳細な分析はやつてまいりました。

拡大すればするほどまたコストがかかるんだというの、多分ほかの要因があるんだろうと思ひます。ある一定を超えますと設備といふか機械の投資がふえますので、そうすると採算がまた変わってくる分岐点があるはずでございます。

私は、そのようなものを全部詳細にやらないまま、ただ規模を拡大して欲しい、して欲しいというようなことを申し上げるつもりは全くございません。また、集落営農というものの最も効果的なやり方は何なのかというところはもとと子細に見ていかねばなりませんし、集落営農というものが適しない地域というものもございしますので、ここはさらに詳しく検討をして、集落営農をやつて欲しいと言ふからには、その地域地域に合ったタイプのものが選択できるようにしていかねばいけないと思つております。

規模の拡大の議論は、何しろ水田稲作というものを中心に考えた場合に、ほかの国に例のないものでございしますので、我が国独自のものを相当に精密に構築していかなければいけないと思つております。お言葉を返すつもりは全くありませんが、委員はそのことにこだわり過ぎたのではないかと御指摘ですが、私は、そのことを余りに言わな過ぎたのではないだろうかという認識を実は持つております。

小農切り捨てという言葉を使われちゃいますとそこでもいろいろなことがとまつてしまっていますが、何をもちつて小農というのか、どういう人をこれからエンカレッジしていかなければならないか、生産者も消費者も、そして地域コミュニティもお互いが利益を得られる関係とは一体何なのかということについては、さらに検討をしていかねばならないと思つております。

○大串委員 すなわち、私は、農地法の改正を通じて法人が貸借で参入できるようにする必要がありますが、所得が上がるにない現在の農業の中で本当にここはいけるぞということで参入してくる法人はあるのだろうかという危惧すら持つわけであります。

比較優位というデビット・リカードがつくった考え方がありまして、車と農業と生産性を比べて車の生産性が高い国は車に特化していくんだ、あるいは、途上国で車と農業の生産性を比べて農業の生産性が高ければ農業に特化していくんだ、こ

れが比較競争の原理です。

ここまで難しいことを言わなくても、日本はいわゆる、ユニット・レーバー・コストといひます、単位機会費用、人件費、それからいろいろな資材費、あるいはガソリン代も含めたいろいろな物財費、これはどうしても先進国では高いわけですから、ここで農業を真つ裸の状態では国際競争にさらすような形になると、なかなか国内では農業を行つていく体制になつていかないというのは自明のことだと思ふんですね。

ですから、私は、費用、コストを下げるという取り組み、今まで規模拡大を言わな過ぎたんじゃないかというふうにおつしやいますけれども、費用を下げる取り組みをやつていくのは賛成です。ただ、それだけで本場に国際的な競争力を持ち得るようになるかという私は疑問で、むしろ、所得を確保するような政策を日本の政府がやつてこなかったところに問題があるんじゃないかというふうな指摘をしたいわけであります。

ですから、私は、農地法の改正をするときには、これまでの考え方を改めて、同時に、所得を確保する、所得を守るといふような政策も入れていかなければならないというふうに思ひますが、大臣の御所見はいかがですか。

○石破国務大臣 基本的にはそう思ひます。ただ、十分な努力をしない上ですういう議論をしてもしようもないので、やはりどこまでコストが下げられるかということとはぎりぎりやつていきませんと、納税者の御理解、所得補償の議論も、納税者が負担するわけですから、そこはぎりぎりどこまで努力をしたかということとはきちんとして示す必要があるでしょう。

そして、所得の場合に、例えば中山間地直接支払いということがございますが、これはコストの差というものがございまして、これはコストの自分の持つてゐる土地がたまたま農地なるがゆえに高く売れないということ、このことをどう考えるかです。しかしながら、農地は農地として利用すべきである、これは多くの人のコンセンサスを

得られてゐるところでございしますが、このところには何か意味があるのか、そこに所得補償というものは入つてくるのか、そういう議論をされる方もありますので、私がそう思つてゐるということをおし上げてゐるわけじゃなくて、そういう議論も一つございします。そしてもう一つは、コストの差というのをどう考えるかでございます。所得というものは確保されなければだれもやりません、そのとおりです。そこにおいては多くの要素があるだろう。

これから先、そのところをどのようにして議論し、先ほど注意して申し上げましたが、生産者、消費者そして地域コミュニティ、納税者、みんなが納得できる理屈とは一体何なんだろうかというところは、それは本場に真剣にこれから先議論していきたいと思ひ思つております。

○大串委員 皆さんに納得していただける理屈は私はあると思ふんです。やはり、素で考えて、非常に素直に考えて、これだけ人件費の高い、あるいはいろいろな物財費が高い先進国、かつ、土地まさに機会費用が高いわけですね。こういうところにおいては、何ら所得を補償するような政府の仕組みなしには財はつくり得ないというのは古今東西の国で見られたこととございしますので、私は、所得を補償していく、この面の考え方というのは、これはもう経済学的に考えてもあり得べし、そうしていかねばならない話だといふふうに思ひます。

その点で一つ、あれつと思ふ点を指摘させていただきます、大臣の御所見をいただきたいんですが、今回、二十一年度補正予算において、二千九百七十九億圓、農地集積加速化事業ということで、農地を集積する形で貸し出しを行つた方々に十アール当たり一万五千圓の交付金を交付しますというような措置が行われてゐます。この間、提案していただきました。果たしてこれが本当に、所得を補償するという考え方と比べると、どうかと思ふんです。

つまり、私たちのところでは、農地を出してはいるんです。農地を使えないから、使つてほしいというところはあるんです。しかし、じゃ農地を預かつて、やりましようという人が、なかなか意欲がわいてこない。なぜかというところ、農地を預かつて使つても、なかなか所得が上がるから、標準小作料の十アール当たり二万二千元、これが払い切れないんです。これを払うと赤字になるんです。だから、済みませんけれども、農地を預かりたいんだけど預かれないんです。こういう声なんです。私の実家も農地を貸し出してはいますけれども、本当に謝りながら、済みません、使つて欲しいと謝りながら借りていただいているのが現状なんです。

これからすると、貸す方にお金を交付しますよというのには主客転倒ではないか。むしろ、借りて使えますよ、皆さんから、貸してください。もし使えなくなつた農家があらたら、私の方で借りて使いますから貸してくださいといふふうに農地を使う方が積極的に言えるように、むしろ借りて使う方の方に金を交付するというのが、先ほどの所得を補償するといふ考え方からしても一貫して正しい方向じゃないかといふふうに思ふんですが、大臣、このあたり方は本場にこれでいいんでしょうか。

○石破国務大臣 私は実はそうは思ひないのです。やはり、出し手に対してインセンティブが何があるか。確かに、お願いです、借りて欲しいといふのがあることも承知をいたしております。しかしながら、それは、出さなくても別に困らないねといふところもございまして、出し手にどのようなインセンティブを与えていくべきなのか、そして、それをどうやって集中的に行うべきなのか。

私は、この今の農業の現状、農地の現状というのは待つたなしだと思つてゐるんです。耕作放棄地がどれだけふえているかということをお考えましても、それはもう喫緊の課題でございまして、今、出し手にどれだけのインセンティブを与え、

そしてどれだけ農地が集積され、どうやってコストダウンが図られるかということに私どもとしては配意をしないかねばならない、そうしなければ農地は集積しない。農地が集積することによって、受け手の方々は当然コストダウンが図られる、そして収入がふえるということになるはずでございます。

もちろん、今回の対策におきましても、一つの仲介機関とのみ協議、調整を行えばよいということを入れておきまして、借り手の側にも相当にメリットというものが与えられている。しかし、借り手と貸し手を冷静に考えた場合に、出し手の方にメリットを与えていく、それによって集積が行われる、コストが下がる、手取りがふえる、私どもとしてはそういうようなストーリーを書いておるわけでございます。このことによつて集積が図られることを今早急に実現いたしませんとコストダウンは図られない、そして借り手の側の所得をふやすということにもならないと思つておりまして、私はこの政策は正しいものだと思ふに認識をいたしております。

○大串委員 私の見限りにおいては、この政策をする、出し手は出したいと言ふけれども、借り手が、いや、しかし、貸すと言われてもなかなか、小作料が払えないからね、小作料という言葉はなくなりすけれども、対価を払えないからねという状況が続くんじやないかというふうに私は思つています。このことを申し上げて、所得補償の大切さに関してはまた大臣と議論させていただきますというふうに申し上げて、質疑を終わります。

ありがとうございます。

○遠藤委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 四月三日にこの農地法についての大臣の趣旨説明があつて、私も代表質問をさせていただきましたが、きょう、四月三十日でありまして、農地法の議論をさせていただいたわけでありまして、またおまえかと言わずに、議論をさせていただきたいと思ふに思ふんです。

が、この議論の中で、この農地法を何とか成立させよう、よりよいものにしていこうという思いで委員のすべてが議論をさせていただいてきたということは、大臣も同じ認識ではないかというふうに思いますので、そういった点で、以下何点か、多少確認したいところもござりますが、お許しをいただいて質問をさせていただきたいと思ふに思ひます。

先ほど来の質問の中で、耕作されていらない、いわゆる不耕作地がふえたことが利用を促進しなければならぬ一つの理由だと言ふようなお話や、市町村でなかなか構想なども立ててくれないところも数多くあるがゆえに農業委員会にかなりの部分をゆだねたんだと言ふようなお話などがあつたんですが、私は、農政というのは追認をしていくだけではやはりだめなので、あるべき姿がどうなんだというところへ向かつてすべての法律というものはつくられていかなければならないんだというふうに思ふんです。だから、先ほど来説明を聞いてみると、どうも、現状そうなんだから、現状そうなんだからという説明が多いものですから、現状追認だけで農政の展開をしていくことは私はできないというふうに思いますので、そういった意味も踏まえて、ぜひ大臣の決意を聞かせていただきたいと思ふに思ふんです。

この間の議論で、目的条項に生産資源のみならず地域資源としての位置づけが必要でないかというような点については、与野党問わずいろいろなところから議論をされたというふうに思います。その中で、耕作者による所有の重要性や地域性という点もそれを踏まえて議論されてきたというふうに思ふんですが、この間の議論を踏まえて、大臣の認識をまず伺ひたいと思います。

〔委員長退席、七条委員長代理着席〕

○石破国務大臣 これは、基本法でございます。食料・農業・農村基本法三条の規定でございます。そこにおいて地域資源と言ふ言葉がきちんと書かれ、今回の農地法もそれと整合をとつたものでございます。

農地が従来から地域に根差した担い手によつて維持管理された、そして耕作されてきたということとでございまして、そこにおいて重要なのは、地域に根差した担い手というのがキーワードだということ、委員の御指摘からもよく理解をいたしたところでございまして。

それをどのように条文に生かしていくかということとでまたいろいろな御議論が行われているものだと承知をいたしておきまして、やはり地域に根差した担い手、そして地域資源としての位置づけ、そのことが重要であるということは、この委員会の質疑からもよく認識をいたしたところでございまして。

○佐々木(隆)委員 共通認識に立たせていただいているというふうに思ひます。

次に、先ほど来も議論になつておりますが、この法律の最大のポイントというのは、一条ととも三条だと思ひます。事後規制ということについては前回も議論をさせていただいてきたわけでありまして、その中の三条の許可基準という点について、何点か確認をしておきたいと思ひます。

今回の改正は、利用、つまり賃貸に大きく道を開いたということが特徴なわけでありまして、この議論の中で、将来の所有につながるのではないかとこの危惧が常につきまといつていられるわけでありまして。

利用を希望する人々たちへのアンケートでも、短期の賃貸、賃借というものがむしろ多かったというふうに私は記憶をしておりますけれども、にもかかわらず、例えば五十年の賃貸というものの片方では今回出てきたわけでありまして。この場合、例えば五十年の賃貸を一括前払いするということのような事態が発生した場合に、継続的にそれが利用されていったとしたら、途中で代わりなんかも起きるわけですから、結局、その土地の所有に道を開いていくことになつてしまふのではないかと、人々もおられるわけでありまして。

片一方で、経済界のこの種の提言の中に、これは三段ステップでやるべきだと言ふような提言が片つ方にあつて、それは、まず特区を全国展開する、その次に利用を広げる、そして最終的には所有に道を開くんだと言ふような経済界の提言なんか片方にあるものですから、余計不安がつきまといつていられるわけですね。私のところにも、要請、要望書といふものも、たくさん届いていまして、ね、この農地問題に関して。そこでも、所有にながらぬのではないかという懸念の要請が一番多いんです。

そういう意味で、利用が所有につながるということ、やや締めくくりに入つていられるわけですが、その中で、ぜひ大臣からしっかりと国民の皆さん方に明言をしていただきたいと思ひます。

○石破国務大臣 改正法案第三条第二項第二号におきまして、法人の所有権取得につきましては農業生産法人に限定し、農業生産法人以外の法人について所有権の取得は認めないということ、法文上も明確に規定いたしております。

他方、委員御指摘のような、株式会社等法人一般についての農地の所有権取得について御懸念があるということもよく承知をいたしております。近年の農業経営の規模拡大は、賃借を中心とした農地の流動化により進んでおるわけでございまして、農業経営上所有権を取得しなければならぬという必要性は乏しいと認識をしております。所有権を認めないというふうに書いたことによつて、問題はないというふうに考えております。

なお、五十年経過すればという御指摘がございました。ただ、幾ら期間を長くいたしましても、所有権とそれ以外の権利というのは全く質的に違ふものでございまして。処分権というものを所有権以外のものは含んでおりません。所有権絶対という中の一つでございます。

したがひまして、所有権を認めないし、認めな

くても何も実害もないということでございまして、所有権を認めることは、委員御懸念のようなことにかんがみましても、そういう株式会社等法人一般についての所有権取得について、このような法文の構成になっておるわけでございます。

もう一度申し上げます、農業生産法人に限定をし、農業生産法人以外の法人について所有権の取得は認めないということをもう一度申し上げておきます。

○佐々木(隆)委員 大臣から明言をいただきましたので、そのことがあすのマスコミにしっかりと報じられるように私も祈るわけでありますけれども。

五十年たつたらということをご心配しているのではなくて、五十年分を一括でもらつて、そしてその事実が積み重ねられていったときに、途中で、では、これだけの事実がつくられたんだから所有を認めてもいいのではないかと、この道を開かれることになるのではないかと、この心配があるということをお願いしたので、そこは、そういうことだということでもあります。

多少事務的なことについて幾つか局長にお伺いをさせていただきます。

皆さんのところに回つていこうと思うのですが、政令、省令について、私はこの前の質問で、我々が今論議をしているんですから政令、省令についてもっと示すべきではないかというお話をさせていただきました。委員長の取り計らいもあつて昨日私の手元に届いたわけでありますが、きょう、皆さんのところにもお配りをさせていただきます。

これを見ていただくと、一番下の「改正見込」というところがそうなんです、三カ所ぐらいあるんですが、「引用条項等の整理を行うが、基本的に現行と同じ」としか書いていないんですね。

局長はこの前の答弁で自信を持って答弁されていたんですけれども、多分局長もこういうものだというふうな思つていたのかいかなかったのか、よくわかりませんが、私は、法案を提出した以上

は、政令、省令に定めるというのであれば、やはりそれと同時に並行的に条項というのは整理していかなければならないものだと思うんですね。

途中で論議で変わつていけば、それにまた合わせていかなければならないんですけれども、しかし、ちゃんとした条項で定められていなくても、踏襲するだけだということを書き方というのはいくらにも不親切だということに思ひ、これで論議をしております。局長の考えがあれば伺いたいです、以下、幾つかあわせて質問をさせていただきます、たいというふうな思ひます。

許可基準の中で、三条二項七号ですが、取得しようとする農地という表現が、周辺の農地への影響というところが今度加味されたわけですね。ですから、そうならば、当然のことながら、農業委員会は周辺の農地への影響というものを今度は確認しなければならぬという作業が、そのことが論議されているわけですね。ですから、周辺の農地への影響ということになれば、当然のことながら、農業委員会はその業務というのを新たに付加されなければならぬというふうな思ひます。ですから、そういうことの必要性というものについての考え方。

それから二つ目は、権利移動の緩和をしたわけでありまして、リスク回避というものをやはりそこでしっかりとやっておかなければならないというふうな思ひます。そのリスク回避の方法としては、一番わかりやすい例を挙げると契約書だと思ひますね。契約書にできるだけ細かく書き込んで、そしてそこでそれを出してもらうというふうな手続というのはいまだ必要なのではないか。

もう一つ、これは検討事項なんです、逆にこれは有益費という考え方も生じてまいります。要するに、価値が上がったという場合もあるわけですね。そういう場合どうするのかということについては今回は全く触れられていませんが、これはやはり今後の検討事項として検討しておく必要がある

あるのではないかと、このように思ひます。

三つ目ですが、法人の常時従事することが論議されていまして、実はこの法律の中では、私は、農業委員会がこれから認めていくときに二つの要件がかぶさつてくると思ひますね。一つは、地域におけるという言葉が入つていまして、だから、地域条件と常時従事要件という二つの要件で今後は農業委員会はこれを許可していくかどうかというのを、このことが付加されている部分というの、今後、許可をしていく上でやはり極めて重要な要素だということに私は思ひますが、こうしたことについても、契約書というものを中心にしながら、まず許可の確認とか事後チェックの報告義務とか、こういったことが大変これから重要になってくるというふうな思ひます。

こうした三点、あるいは四点になりますか、あわせて伺ひたいと思います。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

まず、改正法に基づきます政省令の規定事項でございます。

委員御配付いただきましたとおり、主要な三条関係のところにつきましては、現行の農地法それから改正案におけます農地法、そこで政省令の規定がどのようになっているかということ、それから現行の農地法に基づきます政令の規定ぶり、それから改正後の農地法の施行令がどのようになるかという形で、四段の形になっているかと思ひます。

それで、実は、このお示しされている中で、グループとしては三つに分かれていこうというふうな思ひしております。

Iのグループ、一ページ目から四ページの中ごろまでのグループでございます。

これにつきましては、ちょっと詳しく言つて恐縮でございますけれども、改正案におけます規定ぶりにおきまして、一ページの最初でございます三条二項中段から、「並びに第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。」と

いうものでございます。これは、その下にございます現行の二項のところ、並びに第二号の二、第四号、第五号及び第八号に掲げる場合において政令で定める相当の事由がある」というものと、基本的には条項移動を行っている部分、それだけのものがございます。

したがって、現行の政令、第三段目、第一条の六のところでございますけれども、そこに今の政令の中身が書いてございまして、四段目の「改正見込」のところを米印で「引用条項等の整理を行うが、基本的に現行と同じ」と書いておりますのは、これは、改正後の政令におきましてもこの現行政令をそのまま書くという趣旨でございます。もちろん、引用条項の移動がございしますので、そこで引く条項が違ふだけでございます。内容は同じというグループが第一のグループでございます。

次に、IIのグループにつきましては、現行の二号と八号のものを一号に一本化した、これは前回の委員会のときにもそういうふうにお答えしたわけでございますけれども、ここにおきまして、基本的には「効率的に利用して」という部分について政令で定められるということになるわけでございますけれども、「効率的に利用して」ということに関する部分でございますが、二つの号を一本化したいたします。

したがって、現行政令の三項の部分の基本になるわけでございますけれども、二つのものを一本化したということ、この現行政令第三項の部分、これを基本としつつ必要な調整を行つていきたいということで、ここについては、現行のものではないんですけれども、若干修正を行いますが、基本は現行と同じということでございます。

それから、六ページのIIIの部分でございます。これは、いわゆる下限面積、都道府県知事から農業委員会にこれを移管するという部分でございます。

これにつきましては、省令でございますけれども

も、三段目に、六ページ以降のところに現行省令がございます。このところも基本的な考え方について定めておるわけでございまして、これは知事がやっている場合の定め方ですが、省令で今度委員会になるわけでございまして。基本の考えは、私もここは余り変えるつもりはございませ

ん。ただし、地域の実態によりまして、さまざまな形で、この下限省令と地域振興との観点でどういふふうにしていくのかという御意見がござい

ます。したがって、農業委員会としては、現行の下限省令のさらに特例的なものについて、どのような形で適正になるのかということで、弾力的な形で現行省令を基本として行いたいという趣旨でこれはつくらせていただいたものでござい

ますので、御理解をいただきたいと思ひます。以上のように、改正後の政省令につきましては、当然のことながら、早急に作成して農業委員

会等の皆様方にも示したいというふうに思っておりますが、今申し上げたとおり、その相当部分は現行政省令が基本となるというふうに考えており

ます。問題は、具体の許可基準をこのような政省令で画一的に規定するということになりまして、個別

事案あるいは地域の実情にに応じた対応ということが非常に困難になるということで、これまでも運

用基準として例示をさせていただいたわけでござ

います。三条の一番の基本的部分、どういう者が農業として取得するのにかについては、これは二十

七年以来の、これまでの地域の実情に応じた膨大な運用の実績がございまして。したがって、農業と

しての成績については、これは農業委員会において膨大な実績がございまして、これまでの運用をき

ちんと踏まえた形で行いたいと思っております。ただ、三条の二項七号など今回新たに加わりました

基準につきましては、前回幾つかの事例を申し上げさせていたいただきましたが、さらにこの部分については、生産現場の御意見、農業委員

会の皆さん方にもいろいろ意見を聞きながら、早急に運用基準を作成してまいりたいというふうに思っております。

その際、三点御指摘のございました現地調査等々、これは新たな部分で、しかも周辺の土地と

いうことでございまして、やはり現地の状況を見るということとは私も必要だと思っております

が、これをやはりきちんと指導していく必要があるというふうに思っております。

それから、リスク回避につきましては、これはやはり契約条項できちんとやるということが重要だと思っております。私もとしては、この標準的な指導指針みたいなものをきちんと進めてま

いりたいというふうに思っております。その際、有益費は、これはこの委員会でも何度か御答弁させていただいておりますが、民法、土地改良法の規定だけではこれは解決できません。

それだけの場面場面に応じたいと対応が必要でございまして、既に利用集積計画におきましては一定のひな形的な、試案的なものは示さ

せていただいておりますけれども、これをさらに一般化したようなものについて、私どもとしても適用ができるような指導をしてまいりたいという

ふうに思っております。○佐々木(隆)委員 随分熱心に答弁をいただいたんですが、基本とするのは、それはそのとおりな

んですが、だつて、法律の基本がそんなに大きく変わったわけじゃありませんから。だから、「しつ

つ、反映する方向で」とか「弾力的な」と書いてあるんですけども、やはり幾らか変えなきゃいけ

ないところが出てきたということですよ。だから、そのことをこの前質問したわけで、それにし

てはこれでは余りにも不親切ではありませんかという

ことを私は申し上げているので、答弁は要りません、そういうことを申し上げたわけでありま

す。次に、標準小作料についてもこの間議論になつてまいりましたが、そのことについて質問させて

いただきます。これも局長にお願いをいたしま

す。実は、先ほど五十年の話をいたしました

が、二十年一括前払いというの

は、先ほど五十年の話をいたしました

が、二十年一括前払いというの

は、先ほど五十年の話をいたしました

す。

○高橋政府参考人 回答いたします。

当然のことながら、賃貸借契約におけます小作

料、新しい賃借料でございまして、目安となるものは必要

でございまして。従来これが標準小作料だったわけ

でございまして。ただ、この標準小作料の

制度そのものが非常に固形の制度になつて

いるということ、それから実態との状況、これは

四十五年以来できていくわけでございまして、これ

も、勧告等が現実的にもう行われていないとい

ふうなこと、それから、設定基準を考えますと、

より実態に即した形で情報提供が必要がある

というふうに考えております。

したがって、改正案では、五十二条にお

きまして、農業委員会は、農地の利用関係の調整に

資するため、借賃等の動向等その他の農地に関

する情報の提供を行う、これをまず明記させていた

だいた上で、私も今考えております情報提供で

ござい

ますけれども、過去一年間に実際に締結さ

れました賃貸借契約の賃借料に関するデータに基

づいて、旧市町村、大字単位などの地域別、水

田、普通畑、樹園地などの土地の種類別、圃場整

備事業の実施状況の別等々に区分をした上で、最

高額の情報は最低額、平均額というように形でき

め細かい情報提供をしてまいりたい。これは、あ

る意味、今の標準小作料よりもっと情報量が多

く

なるというふうに考えておりますので、目安と

してはよりよくなるのではないかなというふうに

思っております。これについては、公開というこ

とは当然のことだろと思っております。

一点、御懸念の小作料の一括前払いでございま

すけれども、要は、年数が多くなればなるほどイ

ニシャルコストが物すごくふえていく、土地の所

有権の代金と同じぐらいのものに当然なるわけで

ござ

います。そうすると、そのような形でイニ

シャルコスト、初期の資本を固定させて、農業経

営というものが本当にあり得るのかどうか。これ

は、所有権の取得の段階のときにもいろいろ議論

な

つ

つ

つ

がございましたけれども、そういったような、本
当に経営という観点からやるときにそこまで本
当にできるのかどうかというのは、逆に、取得
段階でなぜそのようにかというところは、取得
の意味で難しい問題ではないか。政策的な誘導
のためにいろいろな小作料の前払い一括を行つて
おりますけれども、所有権ではなくて賃借権とい
う観点においてこのような固定的なコストを経営
開始時に行うということは、通常では経営の前提
としてはあり得ないというふうに考えています。

○佐々木隆委員 法律をつくって政省令にゆだ
ねるところもありますけれども、つくるわけです
から、あり得ないというだけではなくて、やはり
いろいろなケースは検討しておいていただければ
なというふうに思います。そんなにびっくりする
お金でなくてもあり得ますよね。先ほどは二万二
千円という話がありました、私の周辺なら四、
五千円です。

それと、先ほど申し上げましたが、借り手側の
アンケートでは短期の方をむしろ望んでいるわけ
です。そういうことを前提にこの法律が組み立て
られているので、そういう抜け穴になつてしまつ
ては困るということを含めて申し上げました。そ
ういうことのないように、ぜひお願いを申し上げ
たいというふうに思います。

あと、大臣にお伺いをいたします。

許可においても事後の監視においても、この新
しい法律では農業委員会が本場に新たな任務をた
くさん担うことになつておりまして、その役割は
極めて重要だというふうに思います。体制整備は
もちろんなんです、聞くところによると、交付
金が一般化されて四割程度に今はなつていてとい
うお話も聞いて、頑張れ、頑張れと言つても後ろ
盾がなければ頑張りがないわけですから、やは
り財政支援なども含めて、今回の論議の中でこ
の委員会でも、それはもう大臣の後押しをして
も頑張れとみんな言ってくれるのではないかと
いうふうに思いますが、やはり財政的な裏づけとい
うものも必要だというふうに思うんですね。

そうしたことも含めて、今後、この農業委員会
の役割の重要性にかんがみて、支援というものに
ついての大臣の決意をお伺いいたします。

○石破国務大臣 これがうまくいくもいかないも
農業委員会にかかっていると申し上げても過言で
はございません。例えば議事録の公開であります
とか、そういうような制度改正を待たずに行つて
いたいただきたいことはやっていたと思います。

その上におきまして、二十一年度、今年度当初
予算で、不在地主を農業委員会が特定するための
支援、あるいは地図を整備し、これに農地に関す
る情報を付加するための支援等を行つております
し、また、今御審議を賜ります補正予算におきま
しては、農業委員会を初めとする関係者の方々が
農地の利用集積等を実現するために現地調査、
調整活動に対する支援など、充実に図つてお
ります。

なお、その上で、市町村合併もございましたの
で、今、財政的なことおっしゃいましたが、何にど
れだけ必要なのかということとをきちんと見てま
いりたいと思つております。本場に円滑に活動し
ていただくためにどれにどれほどの財政的な支援が
必要になるのかということについて、よく見てい
きたいと思つております。金も出さずに頑張れ、
頑張れと言われたつてそれはたまらぬということ
は、それはそれとおりなのでございます。どの
ようなものにどれだけの御支援が必要なのかとい
うことについて、よく実態を見ながら、委員の御
指摘を踏まえて今後対処していきたいというふう
に思つております。

○佐々木(隆)委員 今度は民法とのかかわりなん
かも出てくる場面もあつたりして、私は、プロ
パリーの職員なんかも養成をしないとかなかなか
対応していけないこともあるというふうに思います
ので、ぜひその点は改めて強く求めておきたいと
いうふうに思います。

あと、農地法について、この一カ月間の論議の
中で、先ほども申し上げましたが、生産資源とし
てだけではなくて、地域資源としても農地という

のは極めて重要なファクターだということについ
ての認識というのは、この委員会で相当高まつて
きたのではないかとこのように私は思つておりま
す。

こうした視点から、先ほど農地の使い方の問題
も同僚の大串委員からありました。これはちよつ
と今後の課題として大臣にお伺いをしたいんです
が、こうした観点から考えた場合に、現在の農地
法というのは一筆方式でやつているわけでありま
して、大臣がよく引き合いに出されるヨーロッパ
なんかでは、地域方式といいますが、俗に言う
ゾーニング的な要素が強いわけですね。そういう
ぐあいに農地というものを確保していくとい
うやり方をしていくわけですね。そうした土地利用
の計画などについてもやはり今後考えていく必要
があるのではないかとこのように、この間の論議
を通じて私はそう感じたわけでありますが、この
ことについての大臣のお考えをお伺いしたい。

もう一点、先ほど、農地の問題として、担い手
不足の問題とか農地が狭いということを含めて、
あるいは賃貸料が一定程度の収入になるというよ
うなことも含めて兼業が進んだというような話も
大臣の方からされましたけれども、私もそんなに
たくさんヨーロッパを見てきたわけではありませ
んが、ヨーロッパなんかでもやはりそこは同じだ
と私は思うんですね。兼業なんですよ、あそこ
も。全部がそうではないけれども、そういう兼業
をしたかという、農業内で兼業させたんです
ね。日本の場合は外に兼業させちゃつた。ここが
大きな違いだと思ふんですね。

例えばファームインとかそういう形で農業の内
部で兼業させれば、させるという言い方は大変失
礼ですが、兼業していただくような農政がとられ
れば、本当はもう少し農業の内部で膨らんでいく
ことができたんですが、それが、手取り早く外
に、とりわけ建設ラッシュだということもあつ
て、主にそういう方面にどつと人が流れていつて
しまったというようなことがあつたのではないかと
いうふうに私は思うんですね。

ですから、ちよつと外れますが、外需依存とい
うのは、海外に物を売つて外貨を稼いでこの国を
支えてきたことは評価するんですが、同時に、農
村から人も奪つていったわけですね。今、内需だ
といつて急に戻れと言われても、そういう農政を
きちつと組み立ててこなかった。やはり、もう一
度その原点に戻らなきゃいけないというふうに私
は思う。

こうしたこととあわせて考えなければいけない
のは、今度、一般企業の皆さん方が参入してこら
れる道が開けたということは、ある種、異文化の
人たちが、排除するつもりは全然ありませんが、今
までは農業者同士という同じ価値観を持った人
たちで、外から入つてきてもそういうコミュニ
ティーだったんですが、今度は異文化の人たちが
入つてくるというコミュニティーを新たににつく
ていかなければならない、そういったことも今後
は農政として考えていかなければならない。

ですから、多様な人たちがどうやってその地域
の中で能力を十分に発揮できるかということ考
えたときに、農業や農村を発展させる農政そのも
のが、やはりこのことによつて相対的にかえて
いかなければならないところが出てくるのではな
いかというふうに私は思います。

以上の二点、大臣の決意も含めてお伺いをいた
します。

○石破国務大臣 冒頭のゾーニングのお話は、
私、例えば農村整備法という法律をつくるとした
らどういふ法律になるんだろうかということ十
年ぐらい前考えたことがありまして、いろいろな
論文を読んでみました。それがきちんと整理をさ
れているわけではございません。

委員御指摘のとおりでございますが、ヨーロッ
パは、まず開発は原則だめ、その上で何か例外的
に認めるというような、これを建築不自由の原則
というんだそうでありまして、要は、土地制度が
根本的に異なつてくるのだということだと思いま
す。

それを含めた上で、都市計画法という法律がご

ざいますので、国土交通省ともよく連携をとりながら、あるいは市町村の意見もよく踏まえながら、この改正農地法をもしお認めいただいたとしますならば、その上で、その実施状況をよく見ながら、どういう法的な構成になるのかということは一団体体系立てて考えてみたいと思っております。

とにかく、東京から新大阪まで新幹線で行って、どこが町でどこが村なんだか全然わからぬというようなのが日本であつて、これは、ヨーロッパでパリからブラッセルまでTGVで行つた場合と全く違う。ここはやはり法体系が違うんです。土地に対する考え方も違うんです。だからそこは、農業生産のあり方にきちんとそれがよかれあしかれ反映されていることだと思つております。委員の御指摘はそのとおりだと思つております。今後も議論をさせていただきたいと思ひます。

それから、兼業の御指摘でございます。

おつしやるように、農業の中で兼業しているというのがヨーロッパとの大きな違いであるということとは認識をいたしております。そこにおいてどういふような兼業機会を見つけるのか。兼業機会が物すごくなくなつていくことが農村が崩壊している大きな理由だという認識を私自身、自分の選挙区でもそうですが、強く持つておりまして、ではそこを何によつて補うのかということが今後議論になつていくんだろうというふうに思つております。

いずれにいたしましても、農村が崩壊するといふことは国土が崩壊することを意味いたしますので、どうやつてそれを支えるかということについて、またこの委員会ではいろいろなお教えを賜りたいといふふうに考えております。

○佐々木(隆)委員 ほっと認識は一緒ではないかといふふうに思ひますので、ぜひそういう検討も始めていただきたいといふふうに思ひます。

最後に一点お伺ひしたいんですが、先ほど来お話しあります新型インフルエンザについてなんで

す。

私、大臣がスピーディーに行動をとられたというのを否定するつもりはありませんが、スピーディーないう中では、やはり国民にどう安心を与えるかという意味でメッセージを送られたといふふうに思ふんですが、大丈夫だといふメッセージだけでは国民が本当に安心かといふようなことについては、先ほどの大串委員と同じような思いを私も持つております。

それともう一つは、とりわけ生体での輸入なんです。肉もそうですが、今の輸入というのは、必ずしも直接その国から入ってくるだけではなくて、迂回して入ってくるのか、そういういろいろな条件というのが考えられるわけで、生体についてもチェックするということを宣言されたようですが、いろいろなケースをチェックするということ。メッセージをやはり一番先にさせていただきたい。そのためには一時停止も私はやむを得ないと思うんです。そして、その後で、チェックでいつと送つたけれども大丈夫ですというメッセージを送つた方が、私は、国民にとってはより信頼できるメッセージになるのではないかという思いもあります。

そういう意味では、必ずしも大丈夫だといふメッセージだけがすべてではないといふふうに私も思ひますので、もし見解があれば伺ひますが、その点、私は申し上げておきたいといふふうに思ひます。

○石破(国務)大臣 とにかく大丈夫だということを申し上げているつもりはございませんで、大丈夫だ、なぜならばといふことを氣をつけて申し上げているつもりです。

仮に委員御指摘のようになるときでもとめるということになるならば、逆に、なぜなのだということを申し上げなければなりません、なぜ今までそう言つていたのにいつときとめるんだと。私としては、いかなるメッセージを発する場合も、なぜなのかといふことをきちんとして申し上げて、そうでないと御安心いただくわけにまいりませんの

で、そうしていききたいといふふうに思つております。

そして、メッセージの発し方というものは、よく政府の中で連携をとつていききたいといふふうにも考えておりまして、とにかく風評被害というもののあるいは無用な不安の増長というものを起こさないように、よくよく認識を持つて、なぜなのかといふことをきちんきちんと御説明しながらやつていききたいといふふうに考えております。

まず水際できちんと防止をする、万々がということにも備えてありとあらゆるケースにおいて対応策を考える、そのときになつてきてどうしようといふことが全くないようにしていきたいといふふうに思つております。

○佐々木(隆)委員 時間ですので終わります。ありがとうございました。

○遠藤(委員) 次に、菅野(野)委員。

菅野(野)委員 次は、菅野(野)委員。

これまで、二度の参考人質疑を含め真摯な議論が重ねられ、その上で与党と民主党との間で修正協議が行われてきたことには敬意を表しつつ、最後の質問の機会になります。基本的な点について大臣にお伺ひしたいと思つております。

既に指摘してきた点ですが、政府の改正案の第一条にある目的規定は、従来の耕作者主義を放棄し、農業の効率的な利用が強調され、ともすれば農業の企業経営化に大きくかじを切つたものと受けとめざるを得ないように考えます。これまで農地を所有して家族農業が存在することによつて農業の持続性と農山村集落が維持されてきたことを考えれば、現行法に規定された耕作者主義は人変に重要であり、小規模であつても自作農の経営安定が日本農業に不可欠だと考えます。

この点、修正協議の論点にもなつたといふふうに伺つておりますが、耕作者主義さらには小規模家族農業の重要性に対し、大臣の認識を改めてお聞かせください。

○石破(国務)大臣 菅野(野)委員におかれましては、いろいろと真摯な御議論を賜り、御教授をいただき

ました。厚く御礼を申し上げます。

これも繰り返しになりますが、何とか主義ということに余り意味があると私は思つておりません。で、耕作者主義あるいは自作農主義という言葉がございました。今回、言うなれば利用者主義ですかねといふようなこともちよつと申し上げたことでもあります。要は、耕作者みずからが所有するといふことが基本であるよといふことを全く否定するつもりはございません。それが最もよい形であるといふことも否定をいたしません。

しかしながら、現状において、所有しているけれども耕作しないというのが非常に多いのではないかと。それは、いろいろな理由があるだろう。要は、農地がきちんと利用されなければ、この限られた資源の日本において自給力を強化することにも相ならぬであらうと。耕作者の持つ意味合いを全く否定をいたしません。それをよくよく白明のこととした上で、前提をいたした上で、いかにして利用をもつとより図つていくかということと考えております。

そういう意味で、条文にうたう、うたわないといふことはまた与野党の中でのいろいろな御議論があることかと思ひますが、委員が御指摘の耕作者の重要性といふことは、いささかも私は軽視するつもりはございません。

○菅野(野)委員 やはり地域集落の存続という観点から農業といふものをしっかりと考えていつたときに、私は、小規模農家も大事にしていくという観点から日本の農政においては重要だといふことをずっと指摘してまいりましたし、その観点において、ぜひこれからも議論させていただきたいなといふふうに思つております。

そして、この点についてもこの委員会でも指摘してきていたんですが、食料自給率五〇％達成に向けての工程表、昨年末に発表されたものであります。そのためには、十年後も現在とほぼ同じだけの耕地面積を確保しなければなりません。優良農地でも転用が進み、違法転用が事後的に追認されるような状況、このことも指摘してきたわけですが、今

回の改正案で転用規制の厳格化が図られること自体は、私は評価したいと思っています。

ただ、食料自給率を上げるためには、耕地面積の確保は転用規制だけではなく、農家に農業を続けていく意欲を持ち続けてもらうことが必要なんです。そのためには、将来の見通しが立たないような農業経営ではなく、農業で暮らしていけるだけの安定的な所得の確保が不可欠だということもずっと主張してきているわけです。

規模の大小を問わずに農家に戸別補償を行っていくことが必要だと指摘しているんですが、戸別所得補償制度の是非はともかくとして、農業所得の向上が農政の喫緊の課題だという考え方に対して大臣はどのような認識を持っているのか、答弁願いたいと思います。

○石破国務大臣 農業所得の向上が最も重要であります。そのために付加価値を高める、コストを下げるということに努力をしていかねばならぬと思っております。

私が本当に議論しなきゃいけないと思っておりますのは、どのような規模の、どのような方に、どのような支援を、だれの負担で行うのかという議論をきちんと詰めたきやいかぬのだと思っております。兼業機会があつてほかにも収入の道がたくさんある方と、本当に農業だけで生きていくという方と、それは同じ政策が適用されるべきではありません。本当に農業で生きていきたい、農業で他産業以上の所得を得ていきたい、そういう方々が最も報われるということは必要なことだと思ひます。そのようにやっていくことが必要ですが、どのようなものに対してということの議論をきちんと詰めないといけないのだと。

農業というものを全部一緒にして、規模の大小も問わず、兼業の機会のあるなしも問わず、なべて農業というものはという議論から、次のステップへ行くということが重要なことであり、そういう真摯な議論がこの委員会を通じてもずっと行われてきたのではないかなというふうに私は思つて

おります。

○菅野委員 この点もこれからもしっかり議論していかなきゃならない点だというふうに思うんですが、大臣の言う付加価値を高めること、そしてコスト削減を図っていくこと、このことと、私はもう一つつけ加えなければならぬのは、要するに、産業政策と地域政策という二面性が農業にはあるという点なんです。地域政策をしつかり行っていくためには国民的な理解というものは得ていかなきゃならない、これは大きな壁があるというふうに思つていますけれども、今日のこの議論というのは、来年の三月までですか、食料・農業・農村基本計画の議論の中で、私は、ぜひしっかりと位置づけていただきたいと強く思うんです。

それから次に、多くの委員や参考人の方々が指摘している点ですが、転用規制の強化、耕作放棄地の解消あるいは農地の権利移動の承認など、今回の法改正の多くの点で、実施主体になるのが農業委員会なんです。

先ほども議論になっていますが、この農業委員会が、責任の重さと実際の組織実態が必ずしもつり合つておりません。市町村合併で担当面積が大きく拡大している、この実態も明らかにできていくところであります。この間、平成十六年の法改正で農業委員会の委員数の下限を引き下げる法改正を行い、三位一体改革で国からの交付金も減るなど、農業委員会の実態は、農業委員の意欲や決意だけでは済まされない状況にあるのではないかとこのことと。

今回の改正を受けて、市町村での農業委員会のあり方も含めて、国の責任で農業委員会組織の整備を図るための法改正に早急に着手すべきだと私は考えているんですが、大臣、この点についてはどうですか。

○石破国務大臣 先ほどの佐々木委員への答弁と繰り返すことはいけません。農業委員会に對します指導や支援により、新たな任務を含め、農業委員会の事務の円滑な実施を

促すとともに、事務事業の運営について点検を行いたいと思つております。また、定数の見直しにつきましては、十六年の法改正によりまして、市町村の実情に應じた組織となるよう市町村において弾力的に定められるというふうにしたものでございませう。

私は思うんですけども、やはり農業委員会に對して、私どもが、あれをやつてくだされ、これをやつてくだされというのを申し上げますが、私どもの申し上げ方も、本當により丁寧に、より詳細にやつていかねばならぬのだと思ひます。こういうふうな決めたからやつてちょうだいということではなくて、農業委員会に對して我々農林水産省として、本當に一体となつてやつていきましよう。あとはあなた方がやつてちょうだいみたいな意識を持つべきではございませうし、當然持つてございませう。

これは、我々農林水産省、行政当局と、行政委員会であります農業委員会が一体となつてやるものであるという認識のもとに、必要な支援であればさらに行つていかねばならぬと、仮に法改正が必要であるということであれば、それはやらねばならぬでしよう。まず点検をきちんと行ひ、実態を把握する。ともにやろうという意識を持つことが必要だ。それは私どもも強く意識せねばならぬことだと思つております。

○菅野委員 この農業委員会のあり方ですね。平成の大合併によつて、実は、私の地元選挙区なんです、十カ町村が合併しているんですね、それから九町の合併なんです。そういう中で、農業委員会が権限強化されてやつていかなきゃならぬ。今大臣が言つたように、この実態をつぶさに調査するというのが今日の必要なことだというふうには私は思つています。決意だけで進んでいくわけにはなりませんし、農地の番人としての農業委員会の権限を本當にしっかりと果たしていくような体制にしなければ、食料自給率だつて上がつていきません。

二つの要素を持つてゐる。農業の生産手段としての要素と、あるいは個人の財産としてのものという形で存在していく中に、これをどうコントロールしていくのかという中でこの農業委員会というのがつくられて、農業委員というのは公選制なんです。そういう状況もあつて、この農業委員会体制をどうしていくのかという議論を並行して私は行わなきゃならないと思つてゐるんですが、この農地法の改正に伴つて、そのことが具体的に行われているのかということを見れば、まだまだ不十分だということを申し上げておきながら、このことについても、今後ともしっかりと私は議論していきたいというふうに思つてゐます。

次に、農地の賃貸借条件についてです。

今回の改正で、今も議論になつてゐるんですが、五十年という長期の賃貸借が認められるわけです。果樹のように耐用年数が長い作物にはそれ相應の賃貸借期間が必要だという説明ですが、現状の平均的な賃貸借期間が約六年という中で民法の二十年の規定を踏み越えた長期賃貸借は、限りなく所有に近づいているのではないかと私は懸念せざるを得ません。なぜ五十年も必要なのかということが一点。

それから、長期の賃貸借に当たつて、土地改良のための費用など、いわゆる有益費を所有者に請求できると民法、土地改良法では規定されてゐます。しかし、条文はあつても明確な償還ルールはなく、今後の問題になる可能性が否定できません。有益費の償還ルールの策定の必要について、考え方を聞かせたいと思ひます。

○石破国務大臣 おつしやいますとおり、民法では、農地の賃貸借の存続期間は二十年以内の範囲内で当事者間の契約で決めるということになっております。それで、例えば果樹の場合には、収穫が安定する期間が二十年を超える場合には、収穫が安定する期間が二十年を超える場合には、カキで三十六年、ミカンで二十八年、梅で二十五年などというところがございますが、収穫が安定する期間が二十年を超える場合があることなど、長期間の貸

借権を設定することが安定的、計画的な農業経営につながる、そういう場合があるわけでございます。

このため、今回の改正では、農地の賃貸借の期間について、契約当事者の選択の自由度を高める観点から、民法の特例として五十年以内の賃借権の設定を可能としようとするものでございますが、先ほども答弁申し上げましたが、それはどんなに長くなろうとも所有権に化けるわけではございません。所有権とは全く違うわけではございません。その点をよく認識しながらやっていかねばなりません。

また、この委員会の議論の中で有益費についても御議論がございました。有益費につきましては、御案内のとおりいろいろな条項がございますけれども、実際の処理の実態は千差万別でございますので、具体的な有益費の償還方法について当事者間で具体的に事前に取り決めておくということが大事になるというふうに考えております。

この有益費の問題は、このことも非常に関係することでございますので、私どもとして、適切に現場において当事者間の取り決めがなされるように提示をしてまいりたいというふうに考えております次第でございます。

○菅野委員 最後になりますが、今回の改正で、関連事業者であれば農業生産法人の総議決権の二分の一未満まで議決権を保有することが認められます。現行法では、農地の所有者や農業生産従事者以外の者の意思で生産法人の経営が支配されることのないよう、議決権制限が設けられてきたと承知しています。

今回、経営支配権を持つ五一%には届かないといはいえ、それに近いぎりぎりのところまで関連事業者の議決権を認めるわけですが、農業生産法人の関連事業者が法人経営を支配することができないような担保はどこでしていくのか、答弁願いたいというふうに思います。

○石破国務大臣 今改正案につきましては、委員御案内のとおりでございますから繰り返すような

ことはいたしません。このような場合でございます。ましては農業関係者の議決権は常に総議決権の二分の一以上でございます。経営の決定権は農業関係者が保持するというところになっておりまして、関連事業者が経営支配するまでの影響力とはならないという措置が講じてございます。第二条第三項第二号に、もう一度繰り返して申し上げますが、関連事業者が経営支配するまでの影響力を持たないよう規定を設けておるわけでございます。

定款の変更等一定の重要な事項につきまして、議決権の三分の二以上で決議する必要がある特別決議案件につきましては、関連事業者の議決権が総議決権の三分の一を超えた場合、数字の上では農業関係者の議決権だけでは決議できないということになり、拒否権を持つような事態も考えられることでございます。しかしながら、この場合にも、関連事業者のみで経営支配をする何らかの決議ができるというわけではございません。これは会社法第三百九条第二項でございます。

そのようなことで、農業関係者以外の者が支配を行うということがないように法的な手当てはしておるということでございます。

○菅野委員 やはり、なぜ今まで二五%にしてきたのか、これをなぜ五〇%まで拡大したのかという疑問はぬぐい去ることはできません。だから、私は、企業の参入に当たって本当に慎重でなければならぬという点をずっと指摘してきているわけですね。

この点も含めて、私は多くの疑問を持ちながら今いるということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○遠藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○遠藤委員長 この際、本案に対し、宮腰光寛君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。宮腰光寛君。

農地法等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○宮腰委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表して、農地法等の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

以下、その内容を申し上げます。

第一に、農地法の目的について、「この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることに鑑み、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。」とするものであります。

第三に、農業生産法人以外の法人等による農地の貸借に係る許可後において、周辺地域の農業に支障が生じている場合、あるいは、法人の場合にあつては業務執行役員のいずれかが農業に常時従事していないと認められる等の場合には、農業委員会等は必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができることとし、勧告に従わない場合には当該許可を取り消さなければならないものとするものであります。また、当該許可の取り消し後の農地については、農業委員会が所有権移転等のあつせん等の措置を講ずることとしております。

第四に、農地法の運用に当たっては、我が国の農業が家族農業経営、法人経営等多様な農業者により、及びその連携のもとに担われていること等を踏まえ、農業者の主体的な判断に基づくさまざまな農業に関する取り組みを尊重するとともに、地域における貴重な資源である農地が地域との調和を図りつつ農業上有効に利用されるよう配慮しなければならないとするものであります。

第五に、法律案の附則に、政府は、農業委員会の組織及び運営、農地に関する基本的な資料の整備のあり方並びに農地の利用に関連する計画その他の制度について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとするの検討事項を追加するものであります。

その他、農地法の修正にあわせ、農業経営基盤強化促進法においても同様の趣旨の修正を行うこととしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

○遠藤委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終局いたしました。

○遠藤委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。西博義君。

○西委員 私は、自由民主党、民主党・無所属ク

ラブ及び公明党を代表いたしましたして、農地法等の一部を改正する法律案及びその修正案につきまして、賛成の立場から討論を行います。

食料の多くを海外に依存している我が国においては、食料の安定供給を確保するため、国内の食料供給力を強化することが喫緊の課題であります。そのためには、最も基礎的な食料生産基盤であり、また、地域における貴重な資源である農地について、優良な状態でこれを確保し、その最大限の有効利用を図ることが極めて重要であることは、論をまたないものと考えます。

しかしながら、農業従事者の減少、高齢化等が進む中で、我が国の農地については、耕作放棄地の増加に歯どめがかからず、また、担い手の経営する農地は分散している状態にあり、効率的な利用に必要な農地の集積は困難となっております。このままでは、農業のみならず、農村地域の維持発展にも支障を来しかねない状況にあります。

もとより、国民に対して安定的に食料を供給するためには、生産振興策や経営対策等も含めた政策展開が不可欠であります。その前提となる農地の確保とその最大限の有効利用について、現状では、さまざまな実態的、制度的な課題があり、早急にこれを克服する必要があります。もはや待ったなしの状況であります。

このような状況の中で、今回の農地法等の一部を改正する法律案は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源との認識のもと、農地制度を農地の農業上の利用を確保するための制度に再構築するものであります。

具体的には、農地転用規制の厳格化、農地を適正に利用する者を確保するための貸借規制の見直し、農地を面的にまとめていくための仕組みの整備などを内容とするものであり、ぜひとも必要な措置であると考えます。

また、修正案においては、国会での議論も踏まえ、農業経営における農地の役割、位置づけを明確にするとともに、貸借規制の緩和についての農

業現場における不安や懸念の払拭に役立つものであるという点において、高く評価できるものだと思います。

以上のことから、農地法等の一部を改正する法律案及びその修正案に対し、賛意を表するものであります。

何とぞ、各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。(拍手)

○遠藤委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党の菅野哲雄です。

社会民主党・市民連合を代表し、政府提出の農地法等の一部改正案並びに修正案に対し、反対の立場から討論を行います。

最初に、今後の日本の農業のあり方を左右するよう重要な法案に対し、二回にわたって参考人の意見を聴取するなど真剣な議論が行われたこと、さらに、委員会で取り上げられた諸点について修正協議が行われたことについて、敬意を表するものであります。

政府案は、農地は耕作者みずからが所有することと最も適当とし、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を目的とした耕作者主義を放棄し、一般企業による農地利用を原則自由化するものでした。利益や採算性を最優先とした企業経営が農業の中心となり、農山村集落の維持、環境保全、農業の持続性で、小規模でも大きな役割を果たしてきた家族農業の衰退を招き、企業の農地利用がやがて農地所有に道を開いていく危惧を払拭できませんでした。

これに対して修正案は、耕作者による農地所有の重要性を目的規定に盛り込み、農地を利用する企業に、執行役員のうち一人は農業に従事する規定を設け、企業の農地利用に一定の規制をかけたほか、家族農業経営に配慮する条文も設けました。この点は率直に評価したいと考えます。

しかしながら、それでもなお、企業の農業経営参入が優良農地も含めて原則自由になること、さらに、農業生産法人に出資する関連事業者の議決権割合が高められ、生産法人に対する出資企業の

発言権が増大すること、民法の二十年規定を上回り、実質的な所有に近い五十年という賃貸借期間がそのままたること、小作地の所有制限廃止は、賃貸による農業経営を過度に促進させ、標準小作料の廃止も賃貸借の基準喪失につながりかねないことなどの問題が残されており、企業型農業経営が主流になることで、将来的に家族農業や中山間地域農業が切り捨てられていく懸念を排除できないことから、政府案、修正案ともに反対せざるを得ません。

また、今回の法改正で、農地の転用規制の強化や耕作放棄地対策が盛り込まれました。その実施主体となるのが、各市町村に存在する農業委員会になります。農業委員会の組織が、農地の番人としての責任の大きさに見合ったものへと整備されるよう、法改正も含めた早急な対策を講じられるよう強く求めるものであります。

最後になりますが、転用規制や耕作放棄地対策は重要ですが、農業が抱える危機の原因は、農地の流動化が進まないことにあるのではなく、低下の一途をたどる農産物価格、先の見通しが立たない農業所得の低さにこそあるのではないのでしょうか。規模の大小を問わずあらゆる販売農家への戸別所得補償の導入を初め、農業所得を向上させるための施策の緊急性を訴えて、討論とさせていただきます。

○遠藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○遠藤委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、農地法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。まず、宮腰光寛君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○遠藤委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正案部分を除

く原案について採決いたします。

(賛成者起立)

○遠藤委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○遠藤委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、七条明君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしますので、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農地法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、生産資源であり地域資源である農地の確保と望ましい主体による農地の有効利用を通じ、我が国の食料自給力の強化に資する農業構造の確立と農村の振興が図られるよう、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 我が国農業は、家族経営及び農業生産法人による経営等を中心とする耕作者が農地に関する権利を有することが基本的な構造であり、これらの耕作者と農地が農村社会の基盤を構成する必要不可欠な要素であることを十分認識し、農地制度の運用に当たること。

二 新農地法第二条の二に規定する農地について権利を有する者の責務の考え方については、

次のとおりとし、その周知徹底を図ること。

1 農地について所有権を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保することについて第一義的責任を有する

ことを深く認識し、自ら当該農地を耕作の事業に供するとともに、自らその責務を果たすことができない場合においては、所有権以外の権原に基づき当該農地が耕作の事業に供されることを確保することにより、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならぬものとする。

2 農地について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、その権利に基づき自ら当該農地を耕作の事業に供することにより当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならぬものとする。

三 新農地法第三條第二項第七号の許可の基準は、取得しようとする農地又は採草放牧地に関する基準ではなく、新たに、周辺の農地又は採草放牧地への影響を見る基準であることから、農業委員会等は許可の判断をするに当たっては、現地調査を行うものとする。

四 新農地法第三條第三項による農地又は採草放牧地の賃借に係る権利移動規制の緩和に当たっては、借り手が撤退した場合のリスクを回避するため、農地又は採草放牧地を明け渡す際の原状回復、原状回復がなされないときの損害賠償及び中途の契約終了時における違約金支払等について契約上明記するよう指導すること。

五 標準小作料制度の廃止に当たっては、農地の賃借において標準小作料が規範としての機能を発揮していることを踏まえ、新たに設ける実勢借地料の情報提供の仕組みへの円滑な移行を図ること。

六 今回の農地制度の改正内容を、農業者はもとより、広く国民、般に周知・普及するとともに、制度の運用に当たっては、公平・公正・透明性に留意し、許可等の基準を明確にすること。

七 農地制度において重要な役割を果たしている

る農業委員会組織が現行制度による業務に加え、改正法により新たに担うこととなる業務を適正かつ円滑に執行することができるよう、必要な支援及び体制整備を図ること。

八 土地利用に関する諸制度について、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を、地域住民の意見を踏まえつつ策定する制度の創設その他必要な措置を検討すること。

九 政府は、近年、遊休農地の拡大のみならず、農業従事者の減少・高齢化や農業所得の減少により、農業の持続性が危うくなっている状況にかんがみ、農業・農村の活力を回復するため、地域における貴重な資源としての農地の土づくり、地力増進等を図りながら、家族農業経営、集落営農、法人による経営等の多様な経営体が共存しつ、それぞれがその持てる力を十分発揮できるための方策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上の附帯決議案の内容につきましては、質疑の過程等を通じ御承知のところで存じますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○遠藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○遠藤委員長 起立総員。よって、本法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣石破茂君。

○石破国務大臣 ただいまは法案を御可決いた

き、まことにありがとうございます。附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○遠藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○遠藤委員長 次に、農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、バイオマス活用推進基本法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしておりますのとおり起草案を得ました。

本起草案の趣旨及び主な内容につきましては、御説明申し上げます。

本案は、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができるとする経済社会の実現に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、バイオマスの活用の推進は、総合的、一体的かつ効果的に行われなければならないことと、地球温暖化の防止、農山漁村の活性化、エネルギー供給源の多様化等に資することを旨として行われなければならないこと、食料の安定供給の確保に支障を来さないよう、また、環境の保全に配慮して行われなければならないこと等を基本理念とする。

第二に、国及び地方公共団体は、基本理念に

のつとり、バイオマスの活用の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有し、また、事業者及び国民は、基本理念にのつとり、バイオマスの活用を推進するよう努めるとともに、国または地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第三に、政府は、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画を策定しなければならないこと。

第四に、政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るためにバイオマス活用推進会議を設けるものとし、また、関係行政機関は、専門的知識を有する者によつて構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、その意見を聞くものとする。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとしております。以上が、本起草案の趣旨及びその主な内容であります。

バイオマス活用推進基本法案
〔本号末尾に掲載〕

○遠藤委員長 お諮りいたします。

バイオマス活用推進基本法案起草の件につきましては、お手元に配付いたしております起草案を、本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○遠藤委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠藤委員長 この際、バイオマス活用推進に関する件について決議いたしたいと存じます。

本件につきましては、理事会等におきまして協議を願っておりましたが、その協議が調い、案文がまとまりました。

便宜、委員長から案文を朗読し、その趣旨の説明にかえたいと存じます。

バイオマス活用推進に関する件(案)

バイオマスの活用は、農山漁村の活性化、地球温暖化防止、エネルギー供給源の多様化等の観点から重要性を増しているが、その一層の推進に当たっては、施策の総合的かつ計画的な実施が不可欠である。

よって政府は、「バイオマス活用推進基本法」の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

記

バイオマス活用推進基本計画を策定するに当たっては、政治主導の下、バイオマス活用推進会議において関係行政機関相互の調整を十分に図り、閣議において決定を行うこと等により、国が達成すべき目標の設定等の一体性及び整合性を確保すること。

二 第二十条第五項に基づき政府がバイオマス活用推進基本計画に検討を加え、変更するに当たり、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化により、この法律に基づく基本計画の変更では十分にバイオマスの活用の推進を図ることができないと認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて、その改正を含め必要な措置を講ずるものとする。

三 関係行政機関の長は、関係行政機関がバイオマス活用推進専門家会議を設けるに当たっては、

一 バイオマスの活用の一体的な推進を図るため、バイオマス活用推進専門家会議の委員を共同して委嘱するものとする。

2 バイオマスの大部分が農山漁村に由来し、農林水産業及び農山漁村がバイオマスの供給に関し極めて重要な役割を担うものであること等にかんがみ、農林水産業を営む者及び農山漁村の住民の意見が十分に反映されるよう、バイオマス活用推進専門家会議の委員の人選に当たって配慮するものとする。

右決議する。
以上でございます。
お諮りいたします。
ただいま読み上げました案文を本委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○遠藤委員長 起立総員。よって、本件は本委員会の決議とするに決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣石破茂君。

○石破国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その御趣旨を十分に尊重させていただき、関係省庁とも連携を図りつつ、今後最善の努力をしてまいる所存でございます。

○遠藤委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議の議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

臣石破茂君。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○石破国務大臣 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

本法は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、金融及び税制上の支援措置を講ずることにより、特定農産加工業者の経営の改善を促進するため、平成元年に、その有効期間を限った臨時措置法として制定されたものであります。

これまで、本法の活用により、特定農産加工業者の経営改善に一定の成果を上げてきたところであり、農産加工品の輸入量の増加や国内消費に占める輸入品のシェアの拡大が続いていること、WTO農業交渉等国際交渉が継続していること等を踏まえると、引き続き特定農産加工業者の経営改善に取り組んでいく必要があります。

このため、本法の有効期間をさらに五年間延長することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○遠藤委員長 次に、提出者簡井信隆君。

農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○簡井議員 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農林漁業は、米、肉、乳製品、野菜、果物や魚介類などの食料や、生糸、麻等の天然繊維、ま

た、建築資材となる木材を国民に供給するなど、国民が生きていく上で必須の衣食住を賄っている唯一の産業であるとともに、エネルギー及びバイオプラスチック等の原材料も供給しています。農林漁業は、その展開を通じて、空気、水、土壌の維持保全等、国土や自然環境の保全、水源の涵養、災害の防止といった多面的な機能を発揮し、都市生活者の生命、身体、財産の保全に貢献している唯一の産業でもあります。

また、農林漁業が営まれている農山漁村においては、日本各地の気候風土を反映し、集落という地域社会の結びつきを基礎に、家族経営を中心に、集落営農、大規模経営、法人経営等のさまざまな主体によって、多様な農林漁業を展開しながら、日本の文化、伝統等をはぐくんでいます。

一方、農林漁業、農山漁村を取り巻く事情を見ると、地球温暖化や地球規模での資源問題により、食料生産性の低下を招くとともに、今後、飢餓問題が深刻化することが懸念されています。また、我が国の食料自給率の低下が続く、食の安全、安心が大きく損なわれている中、農林漁業や関連産業の収益性が悪化しており、我が国の農林漁業、農山漁村が崩壊の危機に瀕しています。

このように農林漁業、農山漁村は厳しい状況にありますが、現場においては、消費者ニーズに対応した生産への転換、第一次産業である農林漁業者による第二次産業や第三次産業の分野への主体的な取り組み、農林漁業者と地域その他産業の事業者等との連携、協同の動きなど、内発的な発展の兆しが見られます。

このような、いわば農山漁村の六次産業化の取り組みを積極的に支援することにより、付加価値のより多くの部分を地方に帰属させ、自立した地域経済生活圏を確立し、農林漁業、農山漁村を再生することが可能となります。

民主党は、こうした考え方に基き、現下の緊急課題として農林漁業、農山漁村の再生に取り組むこととし、昨年、「民主党農林漁業政策大綱 農山漁村六次産業化ビジョン」を取りまとめまし

た。今般提出した法案は、この六次産業化ビジョンを法案化したものであり、民主党が政権を担当した場合に一定期間のうちにその実現を約束するプログラムとしての意味を持つものであることに加え、その後に提出することになる実施法案の大綱的内容を規定するガイドラインの性格を有するものであります。

以下、その主要な内容を御説明申し上げます。

第一に、食の安全保障のための改革であります。

国民に対して食料を安定的に供給するため、食料自給率を十年後に五〇％、二十年後に六〇％とすることを目標として明確に掲げ、目標達成のための取り組みを推進します。

水田の機能の最大限の活用を図るため、主食用米の生産量を抑制するための他の作物を栽培すること等を求める強制的な生産調整を廃止し、生産量の目標を設定するとともに、非主食用米の計画的な生産、流通を確保し、備蓄運営については棚上げ方式を採用します。

また、食品の安全性及び消費者の安心の確保のため、食品安全行政を一元化するとともに、この法律の施行後五年を目途に、基礎的なトレーサビリティシステム、農業生産工程管理手法、危険分析重要管理点手法を義務化し、加工食品の原料原産地、遺伝子組み換え食品等についての表示義務を拡大します。さらに、輸入食品に係る検査体制を強化します。

第二に、農業の活性化のための改革であります。

食料自給率の向上と農業の有する多面的機能の発揮のため、米、麦、大豆等の主要農産物及び牛肉、牛乳・乳製品等の主要畜産物を対象に所得補償制度を導入するとともに、中山間地域等直接支払い制度等の農業集落等への支援を法律に基づく措置とします。

また、農地制度については、将来に向け、農地所有者等に有効利用の義務を賦課し、転用規制を厳格化することを前提に、意欲を有する者ができ

る限り農業に参入することができるよう、土地利用に関する諸制度を含め、抜本的に見直すこととし、当面の改革として、遊休農地対策を拡充強化するとともに、農業生産法人以外の法人の参入促進、農地の権利取得の下限面積要件の適用除外の措置を講じます。

第三に、森林の整備及び保全並びに林業の活性化のための改革であります。

木材自給率を十年後に五〇％とすることを目標として明確に掲げます。直接支払い等により適正な森林管理を促進し、木材産業の活性化のための基盤整備を進め、地域材の利用拡大を図ります。

国有林野事業については、組織及び事業のあり方を抜本的に見直し、事業全般について国が直接行うことを維持しつつ、一般会計において経理される事業へ移行することとします。

第四に、漁業の活性化のための改革であります。

有限な水産資源の適切な保存及び管理に資するため、総漁獲可能量を設定し、その割り当てを行い、これを遵守して操業を行う漁業者に対する所得補償制度を導入するとともに、直接支払いによる漁業集落への支援を実施します。漁場環境の保全及び整備、水産資源の保全及び管理が不適切な国からの輸入制限等の措置を講じます。

第五に、六次産業化促進等のための改革であります。

農山漁村地域における六次産業化の促進のために必要な措置を講ずるとともに、バイオマス産業を振興し、教育、医療、介護の場としての農山漁村の活用を支援します。

また、農山漁村の六次産業化の推進に当たり重要な役割を果たす農協等について、事業の統一的、一体的な運営を確保するほか、事業運営の透明化、政治的中立の確保、新たな農協等の設立の円滑化を図ります。

これらの改革のために必要な措置につきましては、この法律の施行後四年を目途として段階的に

講ずることとしております。

以上が、この法案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○遠藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

農地法等の一部を改正する法律案に対する修正案

農地法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち農地法目次の改正規定中「第六十三条を「第六十三条の二」に改める。

第一条のうち農地法第一条の改正規定中「であること」を「であり、かつ、地域における貴重な資源であること」に改め、「かんがみ」の下に、「耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ」を加え、「者」を「耕作者」に改め、「により」の下に「地域との調和に配慮した」を、「により」の下に「耕作者の地位の安定と」を加える。

第一条中農地法第三条第二項第八号を削り、同条第三項及び第四項を一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第三条第二項第八号を削り、同条第四項を第七項とし、第三項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 農業委員会又は都道府県知事は、第三項の規定により第一項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受け、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の

状況について、農業委員会又は都道府県知事に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

第三条第二項の次に次の二項を加える。

3 農業委員会又は都道府県知事は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件のすべてを満たすときは、前項第二号及び第四号に係る部分に限る。の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができ

一 これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借権の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。

二 これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

三 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

4 農業委員会又は都道府県知事は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その農地又は採草放牧地の存する市町村の長に、その旨を通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができ

第一条のうち農地法第三条の次に二条を加える改正規定中第三條の二を次のように改める。
(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等)

第三号の二 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

二 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合

三 その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合

2 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならない。

一 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借権の解除をしないとき。

二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

3 農業委員会は、前条第三項第一号に規定する条件に基づき使用貸借若しくは賃借権が解除された場合又は前項の規定による許可の取消しがあった場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農地又は

は採草放牧地の所有者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

第一条のうち農地法第五十五条第三項の改正規定中「第三項第四項及び第五項」を「第三項第五項及び第七項」に改める。

第一条のうち農地法第九十一条の改正規定中「第三項第三項」を「第三項第一号」に改める。

第一条のうち農地法第九十一条の改正規定中「第六十三條第一項第四号及び第八号」を「第六十三條第一項第一号及び第六号」を加え、「第六十三條第一項第一号」を「第六十三條第一項第二号、第三号、第六号及び第七号」に改める。

第一条のうち農地法第九十一条の改正規定中「第九十一条第一項中」の下に「規定」の下に「(指定都市にあつては、第三項第四項を除く。)」を加える。

第一条中農地法第九十一条の第三項の改正規定を次のように改める。

第九十一条の三第一項中「(第七十八條第二項を除く。)」を削り、同項第六号中「第八十三條の二」を「第五十一條」に、「第一号及び第二号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第八十二條第一項」を「第四十九條第一項」に、「第八十三條」を「第五十条」に、「第一号、第二号」を「第二号、第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号中「の規定及び同条第三項」を「及び第四項の規定並びに同条第三項及び第五項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 第三十條第一項から第三十條まで、第三十條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條及び第三十五條第一項の規定によ

り市町村が処理することとされている事務五 第四十四條の規定により市町村が処理することとされている事務

第九十一条の三第一項第一号中「及び第三項」を「第三項、同条第六項において準用する場合を含む。及び第五項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第三項第四項の規定により市町村が処理することとされている事務(同項の規定により農業委員会が処理することとされている事務を除く。)

第九十一条の三第一項に次の一号を加える。

八 第五十二條の規定により市町村が処理することとされている事務

第一条中農地法第九十一条の三第二項の改正規定及び同条を第六十三條とし、同条の次に章名を付する改正規定を次のように改める。

第九十一条の三第二項第一号中「第四條第一項第五号」を「第四條第一項第七号」に改め、同項第二号中「第五條第一項第三号」を「第五條第一項第六号」に改め、同条を第六十三條とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

(運用上の配慮)

第六十三條の二 この法律の運用に当たつては、我が国の農業が家族農業経営、法人による農業経営等の経営形態が異なる農業者や様々な経営規模の農業者など多様な農業者により、及びその連携の下に担われていること等を踏まえ、農業の経営形態、経営規模等についての農業者の主体的な判断に基づく様々な農業に関する取組を尊重するとともに、地域における貴重な資源である農地が地域との調和を図りつつ農業上有効に利用されるよう配慮しなければならない。

第六章 罰則

第二条のうち農業経営基盤強化促進法第十八條第二項の改正規定中「第七号」を「第八号」に、「次の一号」を「次の二号」に改め、第六号の次に次の

号を加える。

七 前号に規定する者にあつては、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用の状況について、同意市町村の長に報告しなければならない旨

第二条中農業経営基盤強化促進法第十八條第三項の改正規定の次に次のように加える。

第十八條第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前項第一号に規定する者が同項第六号に規定する者である場合にあっては、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ロ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

第二条中農業経営基盤強化促進法第二十條の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第二十條の次に次の一条を加える。

(農用地利用集積計画の取消し等)

第二十條の二 同意市町村の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた第十八條第二項第六号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

二 その者が地域の農業における他の農業者

との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

三 その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

二 同意市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。

一 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第十八条第二項第六号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。

三 同意市町村は、前項の規定による取消しをしたときは、農林水産省令定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

四 前項の規定による公告があつたときは、第二項の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

五 同意市町村の農業委員会は、第十八条第二項第六号に規定する条件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は第二項の規定による農用地利用集積計画の取消しがあつた場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用を図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

第二条のうち農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項の改正規定中「第二十三条第四項中」を

「第二十三条第一項中「第十八条第三項第三号」を「第十八条第三項第四号」に改め、同条第四項中」に改める。

附則第十九条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

政府は、農地制度における農業委員会の果たすべき役割にかんがみ、農業委員会の組織及び運営について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 政府は、農地の農業上の利用の増進等を図る上で農地に係る正確な情報を迅速に提供することが重要であることにかんがみ、農地に関する基本的な資料の整備の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 政府は、国内の農業生産の基盤であり、地域における貴重な資源である農地が、それぞれの地域において農業上有効に利用されるよう、農地の利用に関連する計画その他の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第二十二条中地方自治法別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項の改正規定を次のように改める。

別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項中「（第七十八条第二項を除く。）」を削り、「第九十一条の三第二項各号」を第六十三條第二項各号に改め、同項第六号中「第八十三條の二」を第五十一條に、「第二号及び第二号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第八十二條第一項」を第四十九條第一項に、「第八十三條」を「第五十條」に、「第二号、第二号」を「第二号、第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号及び第四号を削り、同項第二号中の規定及び同条第三項を、及び第四項の規定並びに同条第三項及び第五項に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

第三十條第一項から第三項まで、第三十條、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條及び第三十五條第一項の規定により市町村が処理することとされている事務第四十四條の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項第一号中「及び第三項」を「第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第五項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第三条第四項の規定により市町村が処理することとされている事務（同項の規定により農業委員会が処理することとされている事務を除く。）

別表第一農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項に次の一号を加える。

八 第五十二條の規定により市町村が処理することとされている事務

バイオマス活用推進基本法案

バイオマス活用推進基本法

目次

第一章 総則（第一条―第十九条）

第二章 バイオマス活用推進基本計画等（第二十条―第二十一条）

第三章 基本的施策

第一節 国の施策（第二十二條―第三十一條）

第二節 地方公共団体の施策（第三十二條―第三十三條）

第四章 バイオマス活用推進会議（第三十三條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、バイオマスの活用の推進に關し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計

画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「バイオマス」とは、動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭（以下「化石資源」という。）を除く。）をいう。

二 この法律において「バイオマスの活用」とは、バイオマスを製品の原材料（バイオマスを製品の原材料の原材料その他の間接の原材料として利用する場合における間接の原材料を含む。以下同じ。）として利用すること（農林水産物を食品の原材料として利用することその他の農林水産物を本来の用途に利用することを除く。）又はエネルギー源として利用することをいう。

（総合的、一体的かつ効果的な推進）

第三条 バイオマスの活用の推進は、太陽、大地、海等の自然の恩恵によつてもたらされる資源をはじめとする枯渇することのない資源の活用を図ることが化石資源の乏しい我が国にとつて経済社会の持続的な発展を実現する上で極めて重要であることにかんがみ、バイオマスを製品の原材料及びエネルギー源として最大限に利用することができるよう、総合的、一体的かつ効果的に行われなければならない。

（地球温暖化の防止に向けた推進）

第四条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスの積極的な利用により温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を促進し、人類共通の課題である地球温暖化の防止に資することを旨として行われなければならない。

（循環型社会の形成に向けた推進）

第五条 バイオマスの活用の推進は、廃棄物、副産物等であるバイオマスの利用を促進することにより、廃棄物の発生が抑制され、限りある資源が有効に活用される循環型社会の形成を推進することを旨として行われなければならない。（産業の発展及び国際競争力の強化への寄与）

第六条 バイオマス等の活用は、バイオマスの活用による新たな事業の創出及び就業の機会の増大並びにバイオマスの活用に係る技術の研究開発及びその成果の普及等が図られることにより、産業の発展及び国際競争力の強化に寄与することを旨として行われなければならない。

(社会的気運の醸成)

第十一条 バイオマスの活用は、バイオマスの活用が国民の生活に密接に関わっているものであり、国民の理解と協力を得つつ推進されるべきものであることにかんがみ、バイオマスの利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならない。

スを利用した製品を選択すること等によりバイオマスの活用を推進するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 政府は、適時に、第二項第二号の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第七条 バイオマスの活用は、バイオマスの大部分が農林水産物に由来し、農林水産業及び農山漁村がバイオマスの供給に關し極めて重要な役割を担うものであることにかんがみ、農林水産業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化が図られ、これにより我が国の農林水産物の供給能力の維持向上及び農林水産業の多面的な機能の持続的な発揮に資することを旨として行われなければならない。

(食料の安定供給の確保)

第十二条 バイオマスの活用は、食料が人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、食料の安定供給の確保に支障を来さないよう行われなければならない。

(連携の強化)

第十八条 国は、国、地方公共団体、事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、バイオマスの活用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

5 政府は、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化を勘案し、及び前項の目標の達成状況の調査の結果を踏まえ、少なくとも五年ごとに、バイオマス活用推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

第八条 バイオマスの活用は、まずバイオマスが製品の原材料として利用され、最終的にエネルギー源として利用されるなど、バイオマスの種類ごとの特性に応じて最大限に利用されることを旨として行われなければならない。

(環境の保全への配慮)

第十三条 バイオマスの活用は、生活環境の保全、生物の多様性の確保その他の環境の保全に配慮して行われなければならない。

(法制上の措置等)

第十九条 政府は、バイオマスの活用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

6 第三項の規定は、バイオマス活用推進基本計画の変更について準用する。

第九条 バイオマスの活用は、エネルギーに關する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、エネルギーの安定的な供給の確保及び経済性に留意しつつ、バイオマスをエネルギー源として利用することを促進し、エネルギー資源の乏しい我が国におけるエネルギーの供給源の多様化が図られるよう行われなければならない。

(国の責務)

第十四条 国は、第三条から前条までに定めるバイオマスの活用に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 バイオマス活用推進基本計画等

第二十条 政府は、バイオマスの活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画(以下「バイオマス活用推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市町村は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該市町村におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「市町村バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

第十条 バイオマスの活用は、バイオマスが小規模に散在し、バイオマスの分布状況をはじめとする自然的経済的社会的諸条件が地域ごとに異なることにかんがみ、各地域による創意工夫を生かした主体的な取組が促進されるよう行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、バイオマスの活用の推進に關し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

20 都道府県及び市町村は、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第十一条 (地域の主体的な取組の促進)

第十二条 バイオマスの活用は、バイオマスが小規模に散在し、バイオマスの分布状況をはじめとする自然的経済的社会的諸条件が地域ごとに異なることにかんがみ、各地域による創意工夫を生かした主体的な取組が促進されるよう行われなければならない。

(事業者の責務)

第十六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に關し、自ら積極的にバイオマスの活用の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

21 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

22 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

第十三条 国民は、基本理念にのっとり、その日常生活に關し、製品の購入に当たってバイオマスを利用した製品を選択すること等によりバイオマスの活用を推進するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十七条 国民は、基本理念にのっとり、その日常生活に關し、製品の購入に当たってバイオマスを利用した製品を選択すること等によりバイオマスの活用を推進するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

22 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

23 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

第十四条 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

23 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

24 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

25 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

第十五条 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

25 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

26 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

27 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画(以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

携し、経済性が確保されたシステムを構築することができるよう、各地域に分散して配置される小規模かつ効率的な施設の整備その他の必要な基盤の一体的な整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等)

第二十三条 国は、バイオマス又はバイオマス製品等(バイオマスを製品の原材料として利用したエネルギー又はエネルギー源として利用したエネルギーをいう。以下同じ。)を供給する事業及びその関連事業の創出及び健全な発展並びに国際競争力の強化を図るため、その事業基盤の強化、バイオマス及びバイオマス製品等の生産及び流通の合理化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(技術の研究開発及び普及)

第二十四条 国は、効率的かつ効果的なバイオマスの活用のためにはバイオマスの利用に関する技術の研究開発及びその成果の普及を図ることが不可欠であることにかんがみ、未利用のバイオマスの利用に関する技術その他の効率的なバイオマスの利用を確保するための技術の研究開発、バイオマスの利用に関する技術の実用化のための研究開発等の促進、地域の特性に応じたバイオマスの利用に関する技術の研究開発、これらの技術の研究開発の成果の普及事業の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十五条 国は、バイオマスの活用に関する専門的知識を有する人材その他のバイオマスの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、バイオマスの活用に関する教育、研究及び普及の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(バイオマス製品等の利用の促進)

第二十六条 国は、バイオマス製品等の適切な利用の促進に資するため、自らの事務及び事業に関し、バイオマス製品等の利用を推進すると

もに、バイオマス製品等に関し、利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供、新たな需要の開拓、流通及び販売その他事業活動の円滑化、品質及び安全性の確保並びに製造に係る経費の低減のための措置、バイオマスの活用により発電した電力の利用の促進のための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体等の自発的な活動の促進)

第二十七条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行うバイオマスの活用の推進に関する活動が促進されるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体の活動の促進)

第二十八条 国は、地方公共団体による地域に存するバイオマスを地域の実情に即して効果的かつ効率的に活用するための仕組みの構築を促進するとともに、地方公共団体による地域の特性を生かしたバイオマスの活用の推進に関する施策の適切な策定及び実施を確保するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十九条 国は、バイオマスの活用の推進を国際的協調の下で促進することの重要性にかんがみ、バイオマスの持続可能な利用に関する基準等の作成、バイオマスの活用に関する研究開発の推進等のための国際的な連携、開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の内外の情報の収集等)

第三十条 国は、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的、一体的かつ効果的に行うことができるよう、バイオマスの活用の状況的確な把握に資するため、バイオマスの活用に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第三十一条 国は、国民が広くバイオマスの活用

に関する理解と関心を深めることによりバイオマスの活用が促進されるよう、バイオマスの活用に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じて知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第三十二条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じたバイオマスの活用の推進に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

第四章 バイオマス活用推進会議

第三十三条 政府は、関係行政機関(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

理由

バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律の施行の日から起算して二十年を経過した日」を「平成二十六年六月三十日限り」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第五項中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「平成二十一年分」を「平成二十三年分」に改める。

理由

最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を五年間延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案

農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 食の安全保障のための改革に関する方針

第一節 食料自給率の向上等(第六条―第八條)

第二節 食品の安全性及び消費者の安心の確保(第九条―第十四條)

第三章 農業の活性化のための改革に関する方針

第一節 所得補償制度の導入等による農業経営の安定化等(第十五条―第二十条)

第二節 農地制度の改革及び農業への参入促進(第二十一条―第二十五条)

第四章 森林の整備及び保全並びに林業の活性化のための改革に関する方針(第二十六―第三十二条)

第五章 漁業の活性化のための改革に関する方針(第三十三―第三十九条)

第六章 六次産業化の促進等のための改革に関する方針(第四十―第四十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、世界的な食料の供給の不足が将来に向けて更に深刻化することが予想され、また、食品の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存している我が国において、国民が生きていく上で必須の衣食住を賄うとともに、国土や自然環境の保全、水源のかん養、災害の防止、文化の伝承等の多面的な機能を発揮している農林漁業及びその持続的な発展の基盤たる役割を果たしている農山漁村が、人口の減少、高齢化の進展、石油や飼料用の穀物の価格の上昇等により危機的な状況にあることにかんがみ、農林漁業及び農山漁村の再生のための改革について、その基本理念及び方針、国及び地方公共団体の責務その他の基本となる事項を定めることにより、農林漁業及び農山漁村の再生のための改革を総合的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、農林漁業が人間の生活の維持のために不可欠な衣食住、エネルギー等のすべてを賄うことができる唯一の産業であるとともに、農山漁村が、農林漁業の基盤となるだけでなく、農山

漁村における様々な活動を通じて豊かな人間性や創造性を養う場となることにかんがみ、農林漁業及び農山漁村が持続的に発展することにより、将来にわたる豊かな国民生活の基盤の確立に寄与することを旨として行われなければならない。

2 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、国民に対し食料の安定的な供給を行うことができるよう、主要な農畜産物については、目標を定めてその生産の確保を図るとともに、水産物については、適切な資源管理を行うことによりその生産の確保を図ることを旨として行われなければならない。

3 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、農林水産物の生産及び流通に関する体制を見直すとともに、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の行程(以下「食品供給行程」という。)の各段階において適切な措置を講ずることにより、消費者の求める食品の品質の向上並びに食品の安全性及び食品に対する消費者の安心の確保を図り、食料自給率の向上に資することを旨として行われなければならない。

4 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、農林漁業及び農山漁村の有する農林水産物の供給の機能以外の多面的な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

5 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、農林漁業が多面的な機能を有する国の根幹的な産業であるにもかかわらず、天候その他の自然的条件によつて大きな影響を受けること、国内の他の産業と比較して生産性が低いこと等にかんがみ、国が必要な関与を行うことにより農林水産物の生産の確保が図られることを旨として行われなければならない。

6 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、農山漁村において、その地域の特性を生かして、農林水産物を生産することと併せて、そ

れらを素材として加工することにより付加価値を創出し、さらに、それを流通させ、又は販売するなど、地域社会全体における第一次産業としての農林漁業並びにこれに関連する第二次産業及び第三次産業に係る事業の有機的な連携により総合的かつ一体的な産業化が図られること(以下「六次産業化」という。)を促進すること等により、農山漁村の活性化を図り、自立した経済社会生活圏の形成に寄与することを旨として行われなければならない。

7 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、地域の地理的及び自然的特性を生かした農林漁業の展開を基本とするともに、我が国の農林漁業が家族経営、法人による経営等の経営形態が異なる生産者や様々な経営規模の生産者など多様な生産者により、及びその連携の下に担われていること等を踏まえ、農林漁業の経営形態、経営規模等についての生産者の主体的な判断に基づく様々な農林漁業に関する取組を支援することを旨として行われなければならない。

8 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、改革の実現のために必要な措置について広く国民の理解が得られるようにするとともに、適切な情報の公開によりその透明性及び公正性が確保されることを旨として行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)のつとり、農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する施策を総合的に策定するとともに、生産者その他の関係者の協力を得つつ、その施策を実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念のつとり、国との連携の下に、農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関し、その地域の特性に応じた施策を策定するとともに、生産者その他の関係者の協力を得つつ、その施策を実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第四条 政府は、農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(改革の実施及び目標時期)

第五条 農林漁業及び農山漁村の再生のための改革は、基本理念のつとり、次章から第六章までに定める改革に関する方針に基づき行われるものとし、そのために必要な措置は、この法律の施行後四年を目途として段階的に講ぜられるものとする。

第二章 食の安全保障のための改革に関する方針

第一節 食料自給率の向上等

(食料自給率の目標)

第六条 国は、世界的な食料の供給不足等の状況にかんがみ、国民に対する食料の安定的な供給の確保を図るため、食料自給率の向上を図るものとし、その目標は、食料として供給される熱量を基準として算定される比率で、この法律の施行の日の属する年度から十年度を経過した年度においては五十パーセントに達するようにするとともに、更に十年度を経過した年度においては六十パーセントに達するようにするものとする。

(食料自給率の目標達成のための取組の推進等)

第七条 国は、前条の食料自給率の目標を達成するには農業経営等の安定が不可欠なものであることにかんがみ、農産物等の生産者の所得を補償するための制度等を導入するとともに、輸入された農産物等との競争力を確保するため、農業生産等の効率化を図るための技術開発等を推進するものとする。

2 国は、食料自給率の向上を図る上で食料の消費の状況を改善することが特に重要であることにかんがみ、食育の推進、食生活の改善、食品に係る資源の有効な利用の確保、食品に係る廃棄物の排出抑制等の取組を促進するものとする。

る。

3 国は、農産物等の輸出を積極的に行うことが食料の生産量の増大に資することにかんがみ、輸出先の消費者の需要に即した農産物等の安定的な供給のための取組その他の輸出の振興のための取組を促進するものとする。

(国内生産を基本とする食料の安定的な供給の確保)

第八条 国は、食料の安定的な供給の確保については、農産物等の国内生産を基本としつつ、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行うものとし、特に、現下の穀物をめぐる世界の情勢及び米が国内自給が可能な貴重な農産物であることを踏まえ、水田の機能の最大限の活用を図ること等により食料の安定的な供給が確保されるよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 米について、その生産量を抑制するために他の作物を栽培すること等を求める生産調整は廃止し、第十六条第一項に定めるところにより、生産数量の目標を設定するものとする。

二 米粉、飼料その他の主食としての用途以外の用途に利用される米について、計画的な生産及び流通が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

三 世界的な食料の供給の不足等の状況を踏まえ、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定等に著しい支障を生じないよう、主要農産物(第十五条第一項に規定する主要農産物をいう。以下この条において同じ。)であつて主食としての役割を果たしているものについて、必要な数量の備蓄を行うものとする。

四 前号の備蓄に係る主要農産物については、一定の保有期間を経過したときは、飼料、外国に対する援助その他の用途に利用するもの

とすること。

第二節 食品の安全性及び消費者の安心の確保

(食品安全行政の一元化等)

第九条 国は、食品の安全性の確保等の課題に迅速かつ適切に対応することができ体制を整備するため、食品の安全性の確保に関する事務及び事業の一元化並びに食品安全委員会の機能の強化を図るものとする。

(トレーサビリティシステムの導入の促進等)

第十条 国は、食品に関する情報提供を促進し消費者の食品の選択等に資するとともに、食品に関する事故等が発生した場合に迅速かつ適切に対応するための措置の実施の基礎とするため、食品供給行程における食品の移動履歴等が適切に管理されることにより、食品に関する情報を追跡し、及び適度として把握することができシステムの導入の促進を図るものとする。

2 国は、前項の措置の実施状況を踏まえつつ、食品関連事業の健全な発展、食品に起因する衛生上の危害の発生防止等の観点から、食品供給行程の各段階に係る食品関連事業者に対し、すべての食品について、この法律の施行後五年を目途として、仕入先、仕入日、販売先、販売日その他の食品に関する事故等が発生した場合に食品の回収及び原因の究明を適切に行うために必要な基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国及び地方公共団体への情報提供を義務付けるとともに、当該記録の作成及び保存がされない食品について、必要に応じ、販売、輸入等に関する規制を行うものとする。

3 国は、食品の生産又は製造若しくは加工の過程での衛生管理や品質管理を行うため、適切な農業生産を実施するための生産過程の管理の手法や、危険を分析し、その結果に基づき、危険の発生を防止するために重要な事項について重点的に管理する方式による食品の製造過程の管理の高度化の手法について、前項の義務付けの

実施時期を踏まえ、その採用の義務付けを図るものとする。

(加工食品の原材料原産地の表示義務の拡大)

第十一条 国は、食品の表示が消費者の選択及び食品の安全性の確保において重要な役割を果たしていることにかんがみ、表示をすることが特に困難である場合を除き、加工食品(製造又は加工された飲食物品をいい、飲食物品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は製造若しくは加工された飲食物品を設備を設けて飲食させる場合における当該飲食物品を含む。)について、その主要な原料又は材料の原産地の表示を義務付けるものとする。

(遺伝子組換え食品等についての表示義務の拡大等)

第十二条 国は、消費者の選択に資する観点から、第十条第二項の義務付けの実施時期を踏まえ、遺伝子組換え作物に係る食品について、遺伝子組換え作物の使用の有無等の表示の義務付けを図るとともに、クロール動物に由来する食品についても、その旨の表示の義務付けを図るものとする。

(消費期限等の設定根拠に関する資料の提示等)

第十三条 消費期限(定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい食品について、その方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限をいう。以下同じ。)又は賞味期限(消費期限に係る食品以外の食品について、定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限をいう。)の表示を行う者は、当該表示の裏付けとなる科学的かつ合理的な根拠を示す資料を作成してこれを保存するとともに、一般消費者等の求めがあるときは、当該資料を提示しなければならないものとする。

(輸入食品に係る検査体制の強化等)

第十四条 国は、外国から輸入される食品につい

て、国内で生産される食品と同等の安全性の確保を図るため、食品等の輸入に際しての安全性を確保するための措置の実施状況の届出の義務付けその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、有用な植物を害する動植物及び家畜の伝染性疫病の国内におけるまん延を防止し、食品の安全性の確保に資するため、外国から輸入される動植物についての検査体制の充実、家畜の飼養に係る衛生管理の強化、所有する伝染性疫病にかかっている家畜を法令の規定により処分した者に対する支援措置の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、食品の安全性の確保に資するため、我が国に食品を輸出する国と協定を締結し、その国に職員を駐在させて、その国からの輸出食品に係る農林水産物に関して必要な査察を行わせる等の措置を講ずるものとする。

第三章 農業の活性化のための改革に関する方針

第一節 所得補償制度の導入等による農業経営の安定化等

(定義)

第十五条 この節において「主要農産物」とは、米、麦、大豆その他食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的な機能の確保に資する農産物をいう。

2 この節において「主要畜産物」とは、牛肉、牛乳、乳製品その他食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的な機能の確保に資する畜産物をいう。

(生産数量の目標の設定)

第十六条 国、都道府県及び市町村は、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図り、食料自給率の目標の達成に資するため、毎年、農業者の意向を踏まえ、相互に連携して、それぞれ、主要農産物及び主要畜産物の種類ごとに生産数量の目標を設定するものとする。

2 国、都道府県及び市町村は、前項の生産数量の目標(以下「生産数量の目標」という。)を設定

したときは、その達成に努めるものとする。

(農業に係る所得補償制度の導入)

第十七条 国は、我が国の食料自給率の向上に資するとともに、農業の有する多面的な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、生産数量の目標に従って販売に供する目的で主要農産物を生産する農業者に対し、その所得を補償するため、生産に要する費用と販売価格との差額を基本として算定される額の交付金を交付する制度を導入するものとする。

2 前項の交付金の額の算定については、主要農産物の品質、新たな販売の方式の導入や新たな加工品の開発等の取組、生産に係る経営規模の拡大及び環境の保全に資する度合並びに主食用の米に代わる農産物(米粉、飼料、バイオ燃料(農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律平成二十年法律第四十五号)第二条第二項に規定するバイオ燃料をいう。以下同じ。)その他の主食としての用途以外の用途に供される米を含む。)の生産の要素を勘案して行うものとする。

(畜産に係る所得補償制度の導入等)

第十八条 国は、畜産業について、耕畜連携(農産物の生産者(以下この項において「耕作農業者」という。)が生産した飼料作物を畜産物の生産者(以下この項において「畜産農業者」という。)に供給すること、畜産農業者から提供された堆肥を耕作農業者が利用すること等の連携をいう。)を推進し、飼料の自給度を向上させつつ、その健全な発展を図ることにより、我が国の食料自給率の向上に資するとともに、農業の有する多面的な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、生産数量の目標に従って販売に供する目的で主要畜産物を生産する農業者に対し、その所得を補償するため、生産に要する費用と販売価格との差額を基本として算定される額の交付金を交付する制度を導入するものとする。

2 前項の交付金の額の算定については、新たな

販売の方式の導入や新たな加工品の開発等の取組及び環境の保全に資する度合のほか、必要に応じて主要畜産物の品質及び生産に係る経営規模の拡大の要素を勘案して行うものとする。

3 国は、世界の飼料の需給及び貿易が不安定な要素を有しており、国内における畜産物の安定的な供給を確保する上で飼料の自給度の向上を図ることが重要な意義を有することにかんがみ、畜産物の品質への影響等畜産物の特性を考慮しつつ、稲わらの飼料としての効率的な利用の推進、飼料に適した米の生産の促進等米の飼料としての利用の推進、飼料用の穀物を含む飼料用植物の品種改良等、給餌の方法の改善、食品の残さの飼料としての利用、必要な資金の確保その他の飼料の自給度の向上を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、第一項の制度が導入されるまでの間に於いて生じた配合飼料の価格の高騰等の状況に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

(野菜、果樹等に係る支援制度)

第十九条 国は、野菜、果樹等に係る支援制度について、経営の安定の確保、競争力の強化、消費者の需要に即した商品の安定的な供給等を図る観点から、必要な見直しを行うものとする。(直接支払等による農業集落等への支援)

第二十条 国は、農業生産の維持及び増進に資するとともに、農業及び農村の有する多面的な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、次に掲げる方針に従い、農業集落等への法律に基づく支援措置を講ずるものとする。

一 集落が行う農地、農業用の水路等の保全、管理等の取組について、交付金を交付する制度を設けること。
二 環境保全型農業に取り組み農業者に対し、第十七条第二項の交付金の額の算定において環境の保全に資する度合の要素を勘案して行うこととの調整に留意しつつ、交付金を交付

する制度を設けること。

三 山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域(以下「中山間地域等」という。)における生産条件の格差を是正するため、中山間地域等において農業生産活動を行う農業者に対し、交付金を交付する制度を設けること。

2 国は、前項に掲げるもののほか、農村地域の活性化を図るため、農村地域における就業機会の拡大、教育及び医療サービスの向上、公共施設等への移動の利便の増進その他の生活の質の向上を図るために必要な支援を行うものとする。

第二節 農地制度の改革及び農業への参入促進

(農地総量の設定)

第二十一条 国は、農地が現在及び将来の国民のための貴重な資源であり、農業生産の基盤として不可欠な資源であることにかんがみ、食料自給率の目標を達成するとともに、食料供給力(凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひつ迫し、又はひつ迫するおそれがある場合においても国民が最低限度必要とする食料を供給することができるとをいう。)を有することとなるよう、確保すべき農地の面積の目標となる数量(以下「農地総量」という。)を設定するものとする。

(農地制度の抜本的な改革)

第二十二条 国は、将来に向けて、農地総量の確保を図りつつ、農業の一層の活性化を図るため、農地の所有者又は農地を使用収益する権原を有する者(以下「農地所有者等」という。)に対し農地を有効に利用する義務を課するとともに、農地について農地以外の用途に転用することを厳格に規制することを前提とした上で、意欲を有する者ができる限り農業に参入することができるよう、現行の農地制度について抜本的な見直しを行うものとする。

第二十三条 国は、前条の抜本的な見直し(以下

「抜本の見直し」という。)に当たっては、縦割り行政の下での土地利用の計画に関する諸制度等が無秩序な農地の転用等の増大に影響を与えたことにかんがみ、農地として利用すべき区域を確保するため、現行の土地利用に関する諸制度を見直し、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を策定する制度の創設その他必要な措置を講ずるものとする。

(農地制度の当面の改革)

第二十四条 国は、抜本の見直しが行われるまでの間、現行の農地制度を基本としつつ、遊休農地(農業経営基盤強化促進法昭和五十五年法律第六十五号)第五条第二項第四号に規定する遊休農地をいう。以下同じ。)について農業上の利用を増進するため、農地所有者等が農地を有効に利用する責務を有することを前提として、遊休農地が一定の猶予期間内に農地所有者等によつて有効に利用されないこと等の一定の要件を満たす場合において直ちに利用権を設定する制度を設けること、遊休農地の農地所有者等を確知することができない場合における当該遊休農地の適切な管理のための制度を設けること等の必要な措置を講ずるものとする。

第二十五条 国は、抜本の見直しが行われるまでの間においても農業生産力の増進を図るため、農業を担おうとする者については、所得、経営規模等を要件とせず、農業生産に関する意欲と能力を有する者の参入を促進することを基本とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 農業経営基盤強化促進法第四章の三に規定するもののほか、農用地区域、農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)以外の区域であつて農業の振興を図る必要があると認められる区域において、耕作の継続を条件として、農業生産法人農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産

法人をいう。)以外の法人に農用地(農業経営基盤強化促進法第四第一項第一号に規定する農用地をいう。)の貸付けをすることができるようにするために必要な措置を講ずること。

二 農用地区域以外の区域であつて農業の振興を図る必要があると認められる区域における農地法第三条の規定による許可については、同条第二項第五号に定める農地等に係る権利の取得のための最低限度の面積の要件の適用を除外するために必要な措置を講ずること。

第四章 森林の整備及び保全並びに林業の活性化のための改革に関する方針
(木材自給率の目標)

第二十六条 国は、林業を振興することにより地域の再生を図るため、我が国の木材の自給率については、この法律の施行の日の属する年度から十年度を経過した年度においては五十パーセントに達するようにすることを目標とするものとする。

(雇用機会の増大)

第二十七条 国は、次条から第三十二条までに定める措置その他の山村の活性化に資する措置を総合的かつ有効適切に講ずることにより、山村等における雇用機会の増大を図るものとする。

(直接支払等による適正な森林管理の促進)

第二十八条 国は、森林の有する林産物の供給の機能だけでなく、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的な機能が将来にわたつて適切かつ十分に発揮されるようにするとともに、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行にも資するよう、森林の所有者に対して森林の適正な管理を義務付けることを前提とした上で、森林を適正に管理する森林の所有者等に対して、森林の適正な管理に必要な費用に相当する額の交付金を交付する制度を導入するものとする。

2 国は、森林の所有者による森林の整備及び保

全が困難となつて現状にかんがみ、森林組合、素材生産業を営む者等の民間の団体等(以下この項において「民間の団体等」という。)による森林の整備及び保全を促進するため、民間の団体等の育成、必要な人材の育成その他の必要な措置を講ずるとともに、民間の団体等による森林の整備及び保全が困難な場合には、国において適正な森林の整備及び保全を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(木材産業の活性化のための基盤整備等)

第二十九条 国は、森林の所有者、森林組合、木材産業に属する事業を営む者等による、作業路網の計画的な整備、木材に係る伐採、運搬等を行うための高性能な機械の導入、零細で多段階な木材の流通の体制の見直し、木材についてのトレーサビリティ(木材に関する情報を追跡し、及び溯及して把握することができるとをいう。)を確保すること等により適正な森林管理の下で生産された木材であることを証明するシステムの導入等を促進することにより、木材の生産、加工及び流通の効率化並びに競争力の強化を実現し、木材産業の活性化を図るものとする。

(木質バイオマスの活用の推進)

第三十条 国は、エネルギー自給率の向上及び地球温暖化の防止に資するため、バイオマス(動植物に由来する有機物(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。以下同じ。)のうち木に由来するものの活用を図るために必要な措置を講ずるとともに、その供給を支える役割を担う山村の活性化を推進するものとする。

(国有林野事業の改革)

第三十一条 国は、国有林野が国民共通の財産として適正に管理されることを通じて公益的機能を発揮することが求められており、かつ、国有林野事業の実施により林産物の供給及び地域の活性化等に寄与することが期待されていることにかんがみ、農林水産行政と環境行政を一体的

に推進する観点から国有林野事業の組織及び事業の在り方を抜本的に見直し、国有林野事業の全般について、国が直接行うことを維持しつつ、一般会計において経理される事業への移行等の必要な措置を講ずるものとする。

(地域材の利用の拡大)

第三十二条 国及び地方公共団体は、地域で生産された木材を当該地域において適切に利用すること(以下この条において「地域材の利用」という。)が地球温暖化の防止、地域の活性化及び木材の利用に関する我が国の伝統のある生活文化の振興に寄与することにかんがみ、庁舎その他の公共施設等における地域材の利用を推進すること、住宅における地域材の利用を促進すること等により地域材の利用の拡大を図るよう努めるものとする。

第五章 漁業の活性化のための改革に関する方針
(総漁獲可能量の設定及び漁獲可能量の割当て等)

第三十三条 国は、水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、第四項の調査及び研究の結果に基づき、排他的経済水域等(海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第二条第一項に規定する排他的経済水域等をいう。以下同じ。)において採捕することができるとする水産資源の種類ごとの年間の数量の最高限度としての数量(以下「総漁獲可能量」という。)を設定するものとする。ただし、科学的知見の蓄積が不十分であること等の理由により総漁獲可能量の設定が困難な水産資源にあつては、その種類ごとに、総漁獲可能量の設定に代えて、漁業者団体等が策定する資源管理に関する計画(以下「資源管理計画」という。)の基準を設定するものとする。

2 国は、総漁獲可能量が設定された水産資源の漁獲を行う漁業者について登録の制度を設け、その登録を受けた漁業者に、その登録に係る水産資源について、総漁獲可能量を踏まえ、漁業者ごとの排他的経済水域等において採捕することができるとする年間の数量の最高限度としての数量(以下「漁獲可能量」という。)の割当てを行うことができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、前二項の措置を実施するため、水産資源の適切な保存及び管理の観点から、漁業生産に関する基本的制度その他の関連制度について、必要な見直しを行うものとする。

4 国は、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、地方公共団体と連携し、排他的経済水域等における水産資源に関する調査及び研究その他必要な措置を講ずるものとする。

(漁業に係る所得補償制度の導入等)

第三十四条 国は、漁獲可能量の割当て又は資源管理計画を遵守して操業を行う漁業者が、国民共通の財産である水産資源の管理を行つていくこと並びに国民への食料の安定供給並びに環境の保全、海難救助その他の漁業及び漁村の有する多面的な機能の発揮において重要な役割を担つていくことにかんがみ、当該漁業者に対して、生産に要する費用と漁業収入との差額を基本として算定される額の交付金を交付する制度を導入するものとする。

2 国は、前項の制度が導入されるまでの間において生じた原油の価格の高騰等の状況に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

(漁場環境の保全及び整備)

第三十五条 国は、水産資源の回復に資するため、藻場又は干潟の造成その他の漁場環境の保全及び整備のために必要な措置を講ずるほか、水域の環境と密接な関係有する地域の森林の保全及び整備のために必要な措置を講ずるものとする。

(水産資源の保存及び管理のための輸入の制限等)

第三十六条 国は、第十条第二項の輸入の制限が行われる場合のほか、水産資源の適切な保存及

び管理に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、漁業者その他の関係者の意見を踏まえ、水産物の種類を定めて、当該水産物についての保存及び管理が不適切な国からの輸入の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

(直接支払による漁業集落に対する支援)

第三十七条 国は、漁業生産の維持及び増進を図るとともに、漁業及び漁村の有する多面的な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、集落が行う漁場の生産力の増進に関する取組に対し、交付金を交付する制度を設けるものとする。

(内水面漁業に対する支援)

第三十八条 国は、内水面漁業の健全な発展が国民への多様な水産物の供給、農山漁村地域の振興等に資することにかんがみ、内水面漁業に係る水産資源の維持又は増大を図るために必要な支援を行うものとする。

(養殖業に対する支援)

第三十九条 国は、養殖業の健全な発展が漁業生産の増大、消費者の需要に即した水産物の安定的な供給等に資することにかんがみ、長期的に安定した養殖生産の維持又は増大を可能とするために必要な支援を行うものとする。

第六章 六次産業化の促進等のための改革に関する方針

(六次産業化の促進)

第四十条 国は、六次産業化を促進することにより、生産活動に伴い創出される付加価値のうちより多くの部分が農山漁村に帰属し、農林漁業の活性化と農山漁村の再生が図られるとともに、食品の安全性の確保及び安心して消費できる食品の供給並びに食料自給率の向上に貢献するだけでなく、化石燃料の消費の削減、二酸化炭素を吸収し及び固定化する役割の発揮並びに再生可能なエネルギーの供給という観点から地球温暖化の防止に寄与することが期待されることにかんがみ、農山漁村地域において当該地

域の農林水産物の特徴を利用して行われる商品の開発、生産又は需要の開拓等の促進、必要の人材の育成のための支援、地方公共団体と六次産業化に係る事業者の団体等との連携の確保の促進その他の六次産業化の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

(バイオマス産業の振興等)

第四十一条 国は、農林漁業における稲わら等の未利用の資源や食品に係る廃棄物の活用等を基本としつつ、併せて遊休農地等において生産されたバイオマスであつて食料としての供給に適さないものを活用することにより、バイオマスに関する産業の振興を図るとともに、農山漁村地域において生産されたバイオ燃料やバイオマスを原材料とする製品を当該地域において積極的に利用することを促進し、農山漁村地域をバイオマスの活用の先進的な地域とすることにより、農山漁村の活性化を図るものとする。

(教育等の場としての農山漁村の活用)

第四十二条 国は、心身の健康の保持増進、農作業等の体験を通じた教育的効果等の農林漁業及び農山漁村の有する機能にかんがみ、農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業に関する体験活動、自然体験活動等の促進、医療及び介護の分野におけるこれらの機能の活用に係る施設の整備その他の農山漁村を教育、医療又は介護の場として活用する取組を積極的に支援するものとする。

(農業協同組合等の改革)

第四十三条 国は、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等(以下「農業協同組合等」という。)が六次産業化の推進に当たり重要な役割を果たすべきものであることにかんがみ、引き続き事業の統合的かつ一体的な運営を確保するほか、事業運営の透明性の確保のための措置、政治的中立の確保のための措置その他の農業協同組合等の事業の改革を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、農林漁業者の多様な需要に対応した事業が農業協同組合等によって適切かつ機動的に

実施されるようにするため、新たな農業協同組合等の設立が円滑に行われるよう、その設立に際しての農業協同組合中央会等の関与に係る手続の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

世界的な食料の供給の不足が将来に向けて更に深刻化することが予想され、また、食品の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存している我が国において、国民が生きていく上で必須の衣食住を賄うとともに、国土や自然環境の保全、水源のかん養、災害の防止、文化の伝承等の多面的な機能を発揮している農林漁業及びその持続的な発展の基盤たる役割を果たしている農山漁村が、人口の減少、高齢化の進展、石油や飼料用の穀物の価格の上昇等により危機的な状況にあることにかんがみ、農林漁業及び農山漁村の再生のための改革について、その基本理念、方針等を定めることにより、農林漁業及び農山漁村の再生のための改革を総合的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。